静岡県建設工事監督要領の運用

1 適用範囲

この運用は、経営管理部、くらし・環境部、経済産業部及び交通基盤部が発注する土木 工事、農林土木工事及び建築・設備工事に適用する。

2 監督の体制、業務(第3、4条関係)

静岡県建設工事監督要領(以下「監督要領」という。)第3条に規定する監督の体制は、 土木工事及び農林土木工事にあっては別表1、建築・設備工事にあっては別表2によると ころとする。

監督要領第4条に規定する監督の業務は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員に分任するものとし、次の各号に掲げるとおりとする。また、同条に規定する別記「監督業務の内容」については、土木工事においては「監督業務の内容 土木工事編」と、農林土木工事においては「監督業務の内容 農林土木工事編」と、建築・設備工事においては「監督業務の内容 建築・設備工事編」とそれぞれ読み替えて適用する。

(1)総括監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なもの
- イ 関連する2以上の工事監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なもの
- ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合における当該措置を必要と する理由、その他必要と認める事項の契約担当者への報告
- エ 主任監督業務及び担当監督業務を担当する監督員の指揮監督及び監督業務の掌理
- オ 現場技術員(※注1)の指揮監督及び業務の掌理

(2) 主任監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議(重要なもの及び軽易なものを除く)。
- イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等(軽易なものを除く。)の作成及び交付 又は契約の相手方が作成したこれらの図書(軽易なものを除く。)の承諾
- ウ 契約図書に基づく工程管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査 の実施(他の者に実施させて確認することを含む。以下同じ。)で重要なもの
- エ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整(重要なものを除く。)
- オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における、当該措置 を必要とする理由、その他必要と認める事項の総括監督業務を担当する監督員への報告
- カ 担当監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び担当監督業務の掌
- キ 現場技術員の指揮監督及び業務の掌理

(3) 担当監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なもの
- イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付、又は契約 の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾
- ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検 査(立会確認)の実施(重要なものを除く。)
- エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を 必要とする理由、その他必要と認める事項の主任監督業務を担当する監督員への報告
- オ 担当監督業務の掌理
- カ 現場技術員の業務の掌理及び調整
- 3 監督員の通知(第9条関係)

静岡県建設工事執行規則第21条第1項に規定する監督員通知書及び監督要領第9条第2項に規定する監督員変更通知書については、監督員の職氏名に加え、業務の区分を併記するものとする(記載例1、2参照)。

(※注1) 現場技術員とは、土木工事共通仕様書第3編1-1-4及び農林土木工事共通仕様書第1編第 1 章1-1-9に規定する現場技術員をいう。

別表1 (監督の体制)

土木工事、農林土木工事における監督体制は、原則として次のように定める。

		監督	員	
工事発注機関	総括監督員	主任監督員		担当監督員
土木事務所 農林事務所 特設事務所	技監 技監兼支所長・課長 技術課長 班長級相当職	班長級相当職副班長級相当職		副班長級相当職 主任 技師

- 注1 総括監督員は、主任監督員を兼ねることができる。
- 注2 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。
- 注3 副班長級相当職とは、班長代理、副班長若しくは主査をいう。

別表2 (監督の体制)

建築・設備工事における監督体制は、原則として次のように定める。

了 本 恋 〉 ₩ 用		監 督 員	
工事発注機関	総括監督員	主任監督員	担当監督員
土木事務所	技監 技術課長 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師
本 庁 各 課	課長 技監 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師

- 注1 総括監督員は、主任監督員を兼ねることができる。
- 注2 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。
- 注3 副班長級相当職とは、班長代理、副班長若しくは主査をいう。

(記載例1)

別紙様式1 (第21条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

監督員通知書

1	建	設	工	事	名

- 2 契約年月日
- 3 監督員の職氏名

区分	職名	氏 名
総括監督員		
主任監督員		
担当監督員		

上記のとおり監督員を定めたので、静岡県建設工事請負契約約款第9条第1項の規 定に基づき通知します。

年 月 日

住 所

受注者 商号又は名称

様

氏 名(法人にあっては、代表者の氏名)

発注者 職 名 氏 名 印

(記載例2)

様式第1号

監督員変更通知書

- 1 建設工事名
- 2 契約年月日
- 3 監督員の職氏名

E //	変	更 前	変 更 後		
区分	職名	氏 名	職名	氏 名	
総括監督員					
主任監督員					
担当監督員					

上記のとおり監督員を変更したので、静岡県建設工事請負契約約款第9条第1項 の規定に基づき通知します。

年 月 日

住 所

受注者 商号又は名称

様

氏 名(法人にあっては、代表者の氏名)

発注者 職 名 氏 名 印

項目	業 務 内 容	静岡県工事執 行規則 関連条項	静岡県工事請 負契約約款 関連条項等	土木工事共通 仕様書 関連条項等
1 契約の履行の 確保				
(1)契約図書の 内容把握	建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場 説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正し く伝える。			
(2)施工体制の 把握	①下記の施工体系の確認及び指導を実施する。 ・配置技術者の専任制の確認		契 第10条	
	 ・施工体制台帳、施工体系図に基づく施工体制の確認 ②下記の現場標識の確認を実施する。 ・工事カルテの登録の確認(500万円以上の工事) ・工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示の確認 ・労災保険関係成立票の掲示の確認 ・建退協制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認 			共仕1-1-5 共仕1-1-10
	カ、9 1宗 i収 02 7句 小、02 1住 i心		平成27年1月 6日付け「施工 体制台帳の作 成等について の改正につい て」	
			施工体制台帳 活用マニュア ル	
			「施工体制の 確保に関する 推進協議会運 用方針」に係 る交通基盤部 の取扱い	
(3)施工計画書 の受理	契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。			共仕1−1−4
(4)契約図書に 基づく指示、承諾 の内容把握	契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。	執規 第21条	契 第9条	共仕1-1-6
(5)条件変更に 係る調査、指示、 確認等	① 工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。	執規 第28条	契 第18条	共仕1−1−15
	② 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。			共仕1-1-15
(6)受注者への 指示	設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)」により行うものとする。	執規 第10条 執規 第21条		共仕1-1-15

手に先立ち、工程・使用材料・施工方法・配置技術者 ・業時間・方法の確認、近隣への安全対策、官公庁・ 犬況の把握等の確認を行う。				
業時間・方法の確認、近隣への安全対策、官公庁				
上事材料、又は監督職員の立会いの上、調合し、又1 いて見本検査を受けるものと指定された材料の検査	は 25条 又	第24~	契 第13~14 条	
又は監督員の指示により、監督員の立会又は段階で 正するものと指定された工事において行う。	准 執規	第25条	契 第14条	共仕土木編 1-1-6
施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合 ⁻ ると認められるときは、改造の指示を行う。				
Eに違反した場合、又は工事の施工が設計図書に遊 められる相当の理由がある場合において、必要があ	適合 ある ┃	第27条	契 第17条	
		第26条	契 第15条	共仕 1-1-16
以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に 当者の行う工事の調整に協力する。	<u>-</u> 応 執規	第9条	契 第2条	共仕 1-1-11
らの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて. 旨示を行う。	エ 執規 の2	第22条	契 第11条	共仕 1-1-24
、第21条、第22条第1項及び第43条第2項の規定に	12		契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契契	共仕1-1-15
	事材料、又は監督職員の立会いの上、調合し、又内で見本検査を受けるものと指定された材料の検査に行う。また、材料検査については別紙「土木工事、事における工事材料の検査について」により行う。 は監督員の指示により、監督員の立会又は段階ではするものと指定された工事において行う。 に工が設計図書に適合しない事実を確認した場合を認められるときは、改造の指示を行う。 行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第2時度反した場合、又は工事の施工が設計図書に通められる相当の理由がある場合において、必要がある場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。 に定められた支給材料及び貸与品については、その出質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基められた支給材料及び貸与品については、その出質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基められた支給材料及び貸与品については、その出質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基本を行う工事の調整に協力する。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要による場合で表別を対して、工程を把握し必要に応じて、またのでは、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第21条、第22条第1項及び第43条第2項の規定	事材料、又は監督職員の立会いの上、調合し、又はいて見本検査を受けるものと指定された材料の検査又行う。また、材料検査については別紙「土木工事、農事における工事材料の検査について」により行う。 なは監督員の指示により、監督員の立会又は段階確定工するものと指定された工事において行う。 施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、執規執法では違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合といる相当の理由がある場合において、必要があるる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。 こ定められた支給材料及び貸与品については、その品品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応います。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応います。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応います。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応います。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応います。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応います。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応います。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応います。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応います。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応いますます。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応いますます。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応いますますます。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応いますますます。 以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応いますますますますますますますますますますますますますますますますますますます	事材料、又は監督職員の立会いの上、調合し、又はいて見本検査を受けるものと指定された材料の検査又に行う。また、材料検査について以別紙「土木工事、農脈における工事材料の検査について以こより行う。 【は監督員の指示により、監督員の立会又は段階確に工するものと指定された工事において行う。 施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、執規 第25条 第27条 第27条 第27条 第27条 第27条 第27条 第27条 第27	事材料、又は監督職員の立会いの上、調合し、又は で見本検査を受けるものと指定された材料の検査以 で行う。また、材料検査については別紙「土木工事、農 における工事材料の検査について」により行う。 なは監督員の指示により、監督員の立会又は段階確 にするものと指定された工事において行う。 株理 第25条 製 第14条 第27条 製 第17条 第27条 製 第17条 第27条 製 第17条 第27条 製 第17条 第28 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表

項目	業 務 内 容	静岡県工事執 行規則 関連条項	静岡県工事請 負契約約款 関連条項等	土木工事共通 仕様書 関連条項等		
4 契約担当者へ の報告						
(1)工事の中止 及び工期の検討 及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第29条 の2	契 第20条	共仕 1-1-13		
	② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第30条	契 第21条	共仕 1-1-15		
(2)一般的損害 の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の情況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者に報告する。	執規 第34条	契 第27条			
(3)天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の情況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。		契 第29条 昭和60年1月 6日付け「不力力力を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	共仕 1-1-38		
	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条			
(4)第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、 損害の情況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならな いと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	執規 第35条	契 第28条	共仕 1-1-29		
(5)部分使用の 確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、受注者と 協議し契約担当者へ報告する。	執規 第41条	契 第33条			
(6)中間前金払 請求時の出来高 確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第42条	契 第34条	共仕 1-1-21		
(7)部分払(出来 形確認請求)時 の出来形の審査 及び報告	出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。		契第37条 平成21年3月 31日付け「負 31日本 31日本 31日本 31日本 31日本 31日本 31日本 31日本	共仕 1-1-21		
(8)工事関係者 に関する措置請 求	現場代理人が、その職務の執行につき著しく不適当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。	執規 第23条		共仕 1-1-25		
(9)契約解除に 関する必要書類 の作成及び措置 請求又は報告	① 工事執行規則第52条第1項及び第53条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。	執規 第52条 執規 第53条	契 第43条 契 第43条の2 契 第44条 契 第47条			

項目	業 務 内 容	行	具工事執 規則 	静岡県工事請 負契約約款 関連条項等	土木工事共通 仕様書 関連条項等
	② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	執規	第54条	契 第45条	
	③ 契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成 し、契約担当者に報告する。	執規	第55条	契 第49条	
5 その他					
(1)現場発生品 の処理	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その 処理方法を指示する。				共仕 1-1-17
(2)建設副産物 の適正処理状況 等の把握	建設副産物を搬出する工事にあっては、産業廃棄物管理票(マニュフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。				共仕1-1-18
(3)地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措 置を行う。				
	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を 行う。				
(5)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注 者に対して臨機の措置を求める。	執規	第33条	契 第26条	共仕 1-1-41
(6)事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。				工事事故対応 マニュアル(交 通基盤部)
(7)「施工プロセ ス」チェックリスト の整備	監督員は、「施工プロセス」チェックリストに、監督の実施状況を記録し整備する。			静岡県建設工 事成績評定要 領運用通知	
(8)検査申請	担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請手続きを行う。 (1)完成届出書を受理したとき (2)出来形確認請求書を受理したとき (3)契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき (4)中間検査申請書を受理したとき	執規	-	契 第31条 静岡県建設工 事検査要領	
(9)工事成績の 評定	監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要 領に基づき工事成績の評定を行う。			静岡県建設工 事成績評定要 領及び同運用 通知	
(10)工事完成検 査等の立会い	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等 (総括監督員、主任監督員、担当監督員等)が立会う。			静岡県建設工 事検査要領	
参考資料	別添「執行規則に基づく監督業務の内容」				

(注)「執規」 (注)「契」は静 (注)「共仕」は は静岡県工事 岡県建設工事 土木工事共通 執行規則をい 請負契約約款 仕様書をいう。 をいう。

項目	業 務 内 容	静岡県工事執 行規則 関連条項	静岡県工事請 負契約約款 関連条項等	農林土木工事 共通仕様書 関連条項等
1 契約の履行の 確保				
(1)契約図書の 内容把握	建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場 説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正し く伝える。			
(2)施工体制の 把握	契約の履行上必要な以下の項目について把握する。 ①配置技術者の専任及び技術者の適正な配置 ②工程表 ③労働災害、退職金等の保険の加入状況 ④その他契約の履行上必要な事項 受注者から提出された施工体制台帳の審査を行う。		契 第10条	共仕第1編 1-1-5 共仕第1編 1-1-48 共仕第1編 1-1-3 共仕第1編 1-1-13
(0) to T = 1 = 1	却处回来与甘心以不可含来及之相以之名,恢于气压来の中南大		「施工体制の 確保に関する 推進協議会運 用方針」に係 る交通基盤部 の取扱い	± 11 55 4 6≡
(3)施工計画書 の受理	契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を 把握する。			共仕第1編 1-1-6
(4)契約図書に 基づく指示、承諾 の内容把握	契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。	執規 第21条	契 第9条	共仕第1編 1-1-8
(5)条件変更に 係る調査、指示、 確認等	① 工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。	執規 第28条	契 第18条	共仕第1編 1-1-3
		執規 第28条 執規 第29条		
(6)受注者 への 指示	設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)」により行うものとする。		契 第1条 契 第9条	
	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等に基づき作成する。			共仕第1編 1-1-17

項目	業務内容	静岡県工事執 行規則 関連条項	静岡県工事請 負契約約款 関連条項等	農林土木工事 共通仕様書 関連条項等
2 品質・出来形 の確保、施工状 況の確認等				
(1)事前調査等	下記の事前調査を必要に応じて行う。 ①工事基準点の指示 ②既設構造物・障害物の把握 ③支給(貸与)品の確認 ④受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑤工事区域用地の把握 ⑥事業損失物件の確認 ⑦その他必要な事項			共仕第1編 1-1-44 共仕第1編 1-1-19 共仕第1編 1-1-42 共仕第1編 1-1-10
(2)工事材料の 検査等		執規 第24~ 25条	契 第13~14 条	共仕第2編 第1章第2節
(3)工事施工の 立会い・段階確認	契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会い又は段階確認の上、施工するものと指定された工事において行う。	執規 第25条	契 第14条	共仕第1編 1-1-22
(4)改造の指示 及び破壊検査	① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、 必要があると認められるときは、改造の指示を行う。		契 第9条 契 第17条	
	② 工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。	執規 第27条	契 第17条	
(5)支給材料及 び貸与品の検査、 引渡し	契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。	執規 第26条	契 第15条	共仕第1編 1-1-19
3 工程に関する 監督				
(1)関連工事との 調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約担当者の行う工事の調整に協力する。	執規 第9条	契 第2条	
(2)工程の把握 及び工事促進の 指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	執規 第22条 の2	契 第11条	共仕第1編 1-1-31
(3)工期変更の 事前協議及びそ の結果の通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。		契第15条 第17条 第18条 第20条 第21条 契第22条 契第43条	共仕第1編 1-1-18

項目	業 務 内 容	静岡県工事執 行規則 関連条項	静岡県工事請 負契約約款 関連条項等	農林土木工事 共通仕様書 関連条項等
4 契約担当者へ の報告				
(1)工事の中止 及び工期の検討 及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第29条 の2	契 第20条	共仕第1編 1-1-16
	② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第30条	契 第21条	
(2)一般的損害 の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の情況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者に報告する。	執規 第34条	契 第27条	
(3)天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の情況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条 昭和60年1月 6日付け「不明 お力により 事に損害に りる はい はい で で が が の に より の に より の に より の に より は り に より は り に より は り に より は り に より は り に より は り に り に り に り と り と り と り と り と り と り と	共仕第1編 1-1-46
	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条	
(4)第三者に及 ぼした損害の調 査及び報告	工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、 損害の情況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならな いと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	執規 第35条	契 第28条	
(5)部分使用の 確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、受注者と協議し、契約担当者へ報告する。	執規 第41条	契 第33条	共仕第1編 1-1-29
(6)中間前金払 請求時の出来高 確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第42条	契 第34条	
	出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。		契第37条 平成21年3月 31日付け「建 設工事請負代 金の部分払の 取扱いについ て」	
			昭和45年9月 21日付け「出 来形歩合調書 について」	
(8)工事関係者 に関する措置請 求	現場代理人が、その職務の執行につき著しく不適当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。	執規 第23条	契 第12条	
(9)契約解除に 関する 必要書類 の作成及び措置 請求又は報告			契 第43条 契 第43条の2 契 第44条 契 第47条	

項目	業 務 内 容	静岡県工事執 行規則 関連条項	静岡県工事請 負契約約款 関連条項等	農林土木工事 共通仕様書 関連条項等
	② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第54条	契 第45条	
	③ 契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者に報告する。	執規 第55条	契 第49条	
5 その他				
(1)現場発生品 の処理	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その 処理方法を指示する。			
(2)建設副産物 の適正処理状況 等の把握	建設副産物を搬出する工事にあっては、産業廃棄物管理票(マニュフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。			共仕第1編 1-1-21
(3)地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措置を行う。			共仕第1編 1-1-42
소수 근목 교육	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を 行う。			共仕第1編 1-1-42
(5)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注 者に対して臨機の措置を求める。	執規 第33条	契 第26条	
(6)事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。			工事事故対応 マニュアル(交 通基盤部)
	監督員は、「施エプロセス」チェックリストに、監督の実施状況を 記録し整備する。		静岡県建設工 事成績評定要 領運用通知	
(8)検査申請	担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請手続きを行う。 (1)完成届出書を受理したとき (2)出来形確認請求書を受理したとき (3)契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき (4)中間検査申請書を受理したとき	執規 第39条	契 第31条 静岡県建設工 事検査要領	
	監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要 領に基づき工事成績の評定を行う。		静岡県建設工 事成績評定要 領及び同運用 通知	
(10)工事完成検 査等の立会い	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等 (総括監督員、主任監督員、担当監督員等)が立会う。		静岡県建設工 事検査要領	
参考資料	別添「執行規則に基づく監督業務の内容」			

(注)「執規」 (注)「契」は静 (注)「共仕」は は静岡県工事 岡県建設工事 農林土木工事 執行規則をい 請負契約約款 共通仕様書を う。 いう。 いう。

項目	業務内容	静岡県工事執 行規則 関連条項	静岡県工事請 負契約約款 関連条項等	建築工事標準 仕様書 関連条項等
1 契約の履行の 確保				
(1)契約図書の 内容把握	建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場 説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正し く伝える。			
(2)施工体制の 把握	①下記の施工体系の確認及び指導を実施する。 ・配置技術者の専任制の確認 ・施工体制台帳、施工体系図に基づく施工体制の確認		契 第10条 「公共工事の	標仕1.1.4
	②下記の現場標識の確認を実施する。 ・エ事カルテの登録の確認(500万円以上の工事) ・工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示の確認 ・労災保険関係成立票の掲示の確認 ・建退協制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認		入札及び契約 の適正化の促 進に関する法 律第15条」及 び「適正化指 針」5(3)	
	が、 身 1示 n以 ログ 1 程 n心		平成27年1月 6日付け「施工 体制台帳の作 成等について の改正につい て」	
			施工体制台帳 活用マニュア ル	
			「施工体制の 確保に関する 推進協議会運 用方針」に係 る交通基盤部 の取扱い	
(3)施工計画書 の受理	契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を 把握する。			標仕1.2.2
(4)契約図書に 基づく指示、承諾 の内容把握	契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。	執規 第21条	契 第9条	標仕1.1.2、6、 8 標仕1.2.1~3 標仕1.3.3、5~ 6、8 標仕1.4.2~5 標仕1.5.1、4~ 5、7~8 標仕1.6.1
	① 工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を 発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、 直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。	執規 第28条	契 第18条	標仕1.7.2~3
		執規 第28条 執規 第29条		
(6)受注者への 指示	設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)」により行うものとする。		契 第1条 契 第9条	

項目	業 務 内 容	静岡県工事執 行規則 関連条項	静岡県工事請 負契約約款 関連条項等	建築工事標準 仕様書 関連条項等
2 品質・出来形 の確保、施工状 況の確認等				
(1)事前調査等	工事の着手に先立ち、工程・使用材料・施工方法・配置技術者の妥当性、作業時間・方法の確認、近隣への安全対策、官公庁等への届出状況の把握等の確認を行う。			標仕1.1.3 標仕1.2.2 標仕1.2.3
(2)工事材料の 検査等	契約図書において、監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料の検査又は立会いを行う。	執規 第24~ 25条	契 第13~14 条	標仕1.3.6 標仕1.4.2 標仕1.4.4 標仕1.4.5
(3)工事施工の 立会い	契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事において立会いを行う。	執規 第25条	契 第14条	標仕1.4.4 標仕1.4.5 標仕1.5.7
	設計図書に定められた場合、一工程の施工完了の報告を受けた場合、その他指示した工程に達した場合は施工の検査を行う。			標仕1.5.5
(4)改造の指示 及び破壊検査	① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、 必要があると認められるときは、改造の指示を行う。	執規 第21条 執規 第27条	契 第9条 契 第17条	
	② 工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。	執規 第27条	契 第17条	
	契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。	執規 第26条	契 第15条	
3 工程に関する 監督				
(1)関連工事との 調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約担当者の行う工事の調整に協力する。	執規 第9条	契 第2条	標仕1.1.7
(2)工程の把握 及び工事促進の 指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	執規 第22条 の2	契 第11条	標仕1.2.1
(3)工期の変更に係る資料整理	契約書の規定に基づく工期変更の協議に当たり、受注者から提出された変更工程表、変更日数根拠等の資料を整理し、内容の妥当性を確認する。	執規第30条	契 第21条 契 第23条	標仕1.1.10

	T			Ι
項目	業務内容	静岡県工事執 行規則 関連条項	静岡県工事請 負契約約款 関連条項等	建築工事標準 仕様書 関連条項等
4 契約担当者へ の報告				
(1)工事の中止 及び工期の検討 及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第29条 の2	契 第20条	標仕1.1.9
	② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第30条	契 第21条	標仕1.1.10
(2)一般的損害 の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の情況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者に報告する。	執規 第34条	契 第27条	
(3)天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の情況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。		契 第29条 昭和60年1月 6日付け「天可 抗力により部と 事出来語を はた場合に ける事務の いに 扱いに ひいこ ひいこ がいこ がいこ がいこ がいこ がいこ がいこ がいこ がいこ がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい	
	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条	
(4)第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、 損害の情況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならな いと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	執規 第35条	契 第28条	標仕1.3.10
(5)部分使用の 確認及び報告	部分使用を行う工事目的物の確認を行い、受注者と協議し、契 約担当者へ報告する。	執規 第41条	契 第33条	
(6)中間前金払 請求時の出来高 確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第42条	契 第34条	
(7)部分払(出来 形確認請求) 時 の出来形の 審査 及び報告	出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。		契第37条 平成21年3月 31日付け「負 設工事計算 の取扱いに で 取扱いに 昭和45年9月 21日歩け に で い に の の の の の の の の の の の の の の の の の の	標仕1.6.1
(8)工事関係者 に関する措置請 求	現場代理人が、その職務の執行につき著しく不適当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。	執規 第23条	契 第12条	
(9)契約解除に 関する必要書類 の作成及び措置 請求又は報告			契 第43条 契 第43条の2 契 第44条 契 第47条	

項目	業 務 内 容	行	果工事執 ·規則 連条項	静岡県工事請 負契約約款 関連条項等	建築工事標準 仕様書 関連条項等
	② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	執規	第54条	契 第45条	
	③ 契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者に報告する。	執規	第55条	契 第49条	
5 その他					
(1)現場発生品 の処理	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その 処理方法を指示する。				標仕1.3.8
(2)建設副産物 の適正処理状況 等の把握	建設副産物を搬出する工事にあっては、産業廃棄物管理票(マニュフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。				標仕1.3.8
(3)地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措置を行う。				
(4)関係機関との 協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を 行う。				
(5)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注 者に対して臨機の措置を求める。	執規	第33条	契 第26条	標仕1.3.10
(6)事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。				営繕工事事故 等対に経済 アル(経済 業部 課) 工事事故に で で い で は で で に で で に で に で に で に で に り に り に り に
(7)「施工プロセ ス」チェックリスト の整備	監督員は、「施工プロセス」チェックリストに、監督の実施状況を 記録し整備する。			静岡県建設工 事成績評定要 領運用通知	建築·設備工 事成績評定要 領
(8)検査申請	担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請手続きを行う。 (1)完成届出書を受理したとき (2)出来形確認請求書を受理したとき (3)契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき (4)中間検査申請書を受理したとき	執規	第39条	契 第31条 静岡県建設工 事検査要領	
(9)工事成績の 評定	監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要 領に基づき工事成績の評定を行う。			静岡県建設工 事成績評定要 領及び同運用 通知	
(10)工事完成検 査等の立会い	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等 (総括監督員、主任監督員、担当監督員等)が立会う。			静岡県建設工 事検査要領	
参考資料	別添「執行規則に基づく監督業務の内容」				
	 	1	L >++	 -	

公共建築工事標準仕様書以外の仕様書を適用する工事については、適用される仕様書の規定を遵守する。

(注)「執規」 (注)「契」は静 (注)「標仕」は は静岡県工事 岡県建設工事 公共建築工事 執行規則をい 請負契約約款 標準仕様書を う。 をいう。 いう。

				建設工事執	行規則 (第21	条関係)
工事番号			指示	・承諾・協調	議・提出・報告書	÷ Î
建設工事名	年度		工事	請負代金額		円
建設工事箇所	市町郡			着手 完了 年月日	年 月年 月	日日
下記のように指示。	、承諾、協議、提出、執	R告する。		契約担当者		
願い				監督員		印
		年	月 日	現場代理人		
				先物八年八		
				契約担当者		
上記について承諾	する。受理する。			監督員		
		年	月 日	受 注 者		印
				現場代理人		

- 注1 不要な文字は=で消すこと。 2 起案用、監督用、受注者用の3部とする。 3 起案用は上欄に決裁欄を設ける。

(別紙) 土木工事、農林土木工事における工事材料の検査等について (監督員が行う材料の検査)

〇約款第9条第2項(3)に基づく、工事材料(製品を含む。以下同じ)の試験若しくは検査(確認を含む)は監督員が行う。

	区分	材料の種類	検査分類	検査の内容、工場検査実施対象材料(※1)の例示等	備考
	JIS規格品	鉄・鋼製品 鋼製2 次製品、コンクリー ト製品等	書類検査	・JIS表示状態を示す資料を確認し、品質規格証明書 (ミルシート)を確認する。	
		鉄・鋼製品 (汎用的な鋼製2次 製品以外の製品)	書類検査	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査し、公的試験所で試験を実施した試験結果資料を確認する。	
市場流通	JIS規格品以	汎用的な、鋼製2 次製品、コンクリー ト2次製品、樹脂製品(ジオテキスタイル)等	書類検査 (低入札価格調 査に係る工事 は工場検査)	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査する。 ・低入札価格調査に係る工事は、工場検査を行う。	
世 品	外 (※2)	特殊鋼材、特殊なコンクリート製品	書類検査 (必要な材料、 製品は工場検 査)	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査する。 ・汎用的な2次製品を加工して製作する鋼矢板及びコンクリート矢板等、既成杭、プレテン桁、プレキャストブロック桁、プレビーム桁、プレキャスト床板、鋼製床板、ボックスカルバート(内空幅2m以上)、L型擁壁H2m以上、組立歩道の梁並びに床板等、トンネル支保工関係材料、環境施設関係材料(防音壁、遮音壁、河川緑化関係材料等)については、工場検査を行う。	中間検査を行う場合の 実施対象・実施時期等 については監督員と検 査員とで調整すること。
注文品 (特注製作品)等	特殊材料·特注製作品等 (※3)		書類検査 (重要な材料、 製品は工場検 査)	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査する。 ・次の重要な材料及び製品については、工場検査を 行う。 橋梁上下部工等、工場製作の桟道橋等、水門等、 陸閘等、鋼製ダム等、伸縮装置、支承 アンカー材、落石防護施設等、法面補強材等、せん 断補強材、落橋防止製品、補強土壁材等のうち、強度 試験、機能試験(主部材の溶接のある材料を含む)を 行う必要がある材料及び製品 電気、電力、通信、設備関係の制御盤、情報盤、ポ ンプ、発動発電機等、環境施設関係製品等、その他 工場製作の道路、河川、砂防、急傾斜地、港湾、公 園、上下水等にかかる特殊材料及び製品	中間検査を行う場合の 実施対象・実施時期等 については監督員と検 査員とで調整すること。 鋼橋上部工の材料の検 査、原寸検査、仮組立 検査は、下欄(※3)を参 照。
	上記を除く材料		書類検査 (必要な材料、 製品は工場検 査)	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査する。 ・必要なものは工場検査を行う。	

- (※1) 工場で材料検査を行うものは、次のいずれかに該当するものとする。
 - ①新技術、新工法で新たに開発された材料、製品。
 - ②強度試験、性能試験を行う必要があるもの。
 - ③現場搬入後では確認や補修、返品が困難であるもの。(特注で高価な防護柵及び照明灯等を含む。)
 - ④低入札工事案件の材料。
 - ⑤特殊な材料で契約担当者が重要と認めるもの。
 - ⑥当該工事に使用する同種一式の材料の積算額(諸経費及び税を除く。)が100万円以上のもの。
- (※2) 公益社団法人日本下水道協会(JSWA)、公益社団法人日本水道協会(JWWA)の品質認証制度に係る汎用的な製品等については、JIS規格品と同じ扱いとする。
- (※3) 鋼橋上部工の検査取扱いについては、次の通知による。ただし、ここでいう「検査」とは、検査員による中間検査を示す。 「鋼橋上部工の材料、原寸、仮組立検査の取扱いについて」(平成17年2月25日付け建技第373号、道整第150号) 「低入札価格調査制度に係る鋼橋上部工工事の検査について」平成17年11月29日付け建技第263号、道整第119号)
 - (要旨)・検査員による中間検査(材料の検査、原寸検査)は原則省略する。
 - ・検査員による中間検査(仮組立検査)は、次の3条件の全てを満たす鋼橋の場合は行わない。(担当監督員の立会い確認を実施する。)
 - ①鈑桁橋(I型断面)又は箱桁橋
 - ②直線橋
 - ③斜角が75°以上の鈑桁橋、90°の箱桁橋
 - ただし桁高が変化する場合、箱桁で溶接継手を採用す場合、ベント架設以外の仮設方法を採用する場合、その他「標準的」と解釈できない理由がある場合を除く。
 - ・上記にかかわらず、低入札工事の場合には、検査員による中間検査(材料の検査、原寸検査、仮組立検査、支承製品・落橋防止装置等の材料の検査(工場検査))の全てを実施する。
- (その他)・歩道橋、側道橋及び水管橋については、上記鋼橋上部工の検査取扱いに準じて検査を行う。 これらの橋については、仮組立検査の条件①を、「H型鋼橋、鈑桁橋(I型断面)及び箱桁橋」とする。

執行規則に基づく監督業務の内容

第9条 関連工事の調整(約款第2条)

契約担当者	監督	員 の	業務	受 注 者	備考
,, ,, , , , , , , , , , , , , , , , ,	総括監督員	主任監督員	担当監督員	文 住 有	加
第1者を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	かけいびをは切がに当なな主らたて請変工る生は者けいと観告合工代しをのる契報ば監告合工代しをのる契報ば監をに期金、打必場約告なのる契報がある。	かけ第す方の項総報ば担らた三るの他を括告ない。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	が者第すとのをめは員けい。当、が三る関進及ら、にれ。以外三の関連及ら、にれる関連を発者他連捗ぼれ主報ば工利注ののしにする任告なる任告ない。というでは、「おいっとというでは、「おいっというでは、「おいっと というじょう はん 工事事 障認き 督なな はった 工事事 障認き 督なな	第1項(後には 場合に は り、 は 者と は が、 ま の に が、 ま の に が い ま の に が い ま の に い い 。 の に ら い ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	受けの発のむ 関、純事者い想てこ 要こがものれ 従円らと 注ことがの発のむ 関、純事者い想てこ 要とがの解注第施が由又負でをするいたでした。たず進るは 者にこし必するいが知るをするになどと対した、場図 発施力調請とことがあるが知るのに一受第、いいエにる、他合る 注工しをするいと対が出要とありで者者のに対して、後い他のに当になりできらいのに当た、場図 容りで者者のに対して、おい他の等けた、場図 発施力調請とことがのできな及(約と契ば事つ調一方にこ 者すなに代たを背壁るとが終れていたがあるに、も 調工れたのをすとが発達した。たず進る、者のなけ従る費要るのに一受第、いい工必る事に方ま にのなこ変発ると事がが知るになたが出て、場図 発施力調請とと対して、場別ので要るのであるにはと 調工れたのをするにないが知るにない。 アルー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第13条 権利義務の譲渡等(約款第5条)

ter // In the de	監 督	員 の	業務	- '\\ - +	,
契 約 担 当 者	総括監督員	主任監督員	担当監督員	受 注 者	備考
請負担によるというでは、対しては、対しては、対していいでは、対していいでは、対していいでは、対していいでは、対していいでは、対していいでは、対していいでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	TO JULIA DE SA			東京では大きなでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	発注者の書面による承諾のない限り禁止される受注者の処分行為は、譲渡、貸与及び抵当権等の担保の目的に供することである。 工事材料については、貸権譲渡担保等の目的に供することに該当する。

契約担当者	監督員の	業務	受 注 者	備考
>	総括監督員 主任監督員	担当監督員	20 11	5112
			うとするようは、様式 第7号には、様式 第7号には、様式 請負代金請求権譲渡承 諾(変更承諾)申請書 を契約担当者に提出しなければならない。 なければならっとする ときも同様とする。	
			CCOMMC 7 50	

第14条 一括委任又は一括下請負の禁止(約款第6条)

契	約	担	当	者	監 督 総括監督員	員 の 主任監督員	業 務 担当監督員	受 注	者	備	考
						上比血且又	д:: — ш. <u>ц</u> у	第1年記録を発生では、 第1年記録を表示ののでは、 第1年記録を表示ののでは、 第1年記録を表示ののでは、 第1年記録を表示のできます。 第1年記録を表示のできます。 第1年記録を表示のできます。 第1年記録を表示のできます。 第1年記録を表示のできます。 第1年記録を表示のできます。 第1年記録を表示のできます。 第1年記録を表示のできます。 第1年記録を表示のできません。 第1年記録を表述を表述を表述をません。 第1年記録を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を		てのは外入関公れ 「にと画総な理工品整導でこ、書、さ札す共て一受実は、合施及事質、、主と注に括てび法事な下者的受整なを安設理請督的い話がる請る約3つ。 負そ関者び画保管、下人)役、がる請の第い との与が指、す理工請にの割単	ては下し自導工る、事負対全をにけては下し自導工る、事負対全をにける事に対して果現では下しのでは、事に工使人すて果現では、事に対して、のでは、事に、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは

第15条 下請負人の通知(約款第7条)

匆10木 Ⅰ明貝八♥		17 1 / 1 / 1			
契 約 担 当 者	監督		業務	受 注 者	備考
(執行規則の (執行規則の 所規則の 所規則の 所制通 がのいずれかに に対し を計算知 とでは にが での がるとで での にが での にが での にが での にが での にが での にが にが にが にが にが にが にが にが にが にが	総受で関請担しら経済では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	主契らたや保注監るにのなてい括告な怪判をいを者督よ指とおも場監しら監担告きに調とをう示す、徹合督なな智当をは事査し徹受する指底に員けい	担請し督に事大し下しる任告な当宗人い為わ全分委負疑き督なない為わ全分委負疑き督なない為わ全分委負疑き督なない。例が、円ず又一又にが、にれ。というにより、にが、にれ。というには、にが、にれ。というには、	第1 は、下ののには、	発注者が受注者に通知を必要を決定を表す。 発注者が受注者に通知を必要を決定を表す。 をできる。例えばできるので、下流にで、ののでは、でで、でで、ででで、ででででででででででででででできまれる。 本ででででできないでででできまれる。 本でででできないが、などででできまれる。 なお、本でででできないが、なまができる。 なお、建工を表ができまれる。 なお、建工を表ができまれる。 なお、地でででできません。 ないが、が、な基ができまれる。 ないが、が、な基ができまれる。 ないが、が、が、が、な基がを考ととなる。。

契 ;	約	担	当	者	監督	員 の	業務	受	注	者	備	考	
,	ηıσ	1			総括監督員	主任監督員	担当監督員		111.	Ъ	ИП	,	
								契約担当	者が必	要があ			
								ると認め	た建設	工事で			
								下請契約	」を締結	iしたも			
								のについ	て前項	各号に			
								掲げる事	項の通	知を請			
								求したと	きは、	当該事			
								項を通知	しなけ	ればな			
								らない。					
								第3項	〔前2	項によ			
								る通知は	、様式	第8号			
								による下					
								により行					
								る。		•			

第16条 特許権等の使用(約款第8条)

男Ib余 特計惟寺0.) 使用(約款 5	10 0 10			
契 約 担 当 者	<u>監督</u> 総括監督員	<u>員</u> の 主任監督員	業 務 担当監督員	受 注 者	備考
第1、工等に対して、この法が表示のと、関担しの法が指定のと、関担して、この法が表示のでは、のの法が表示のでは、のの法が表示を受して、いちには、のの法が表示のでは、とのがのでは、とのがのでは、とのがのでは、とのがのでは、とのがのでは、とのがのでは、とのが、とのが、とのが、とのが、とのが、とのが、とのが、とのが、とのが、とのが	 主報あ契報ば のではにれい。 音当に者け	か在か報と方し知きはにを括告な出りをつ告き法、悉な、要積監しら当に知れたをはを受をいそし算督なないというでは、検注立とのたし員けい。「というでは、検注立とのたりでは、では、「ないので、「ので、「ので、 用 総報ば	た。	注新権に三許対材仮工た段)そのな 第1、、他き権」なび施的必う用に負っ 質性のがある。すに負っ では、他き権」なび施的必う用に負っ では、他き権」なび施的必う用にしますなける。 では、他の事(他る手。、切ば では、他の事(他のの事)にもいる。 では、していななななななななななななななななななな	対工則す 第に法事なない場と注に責を。施の施可、で な工た許あ則てな担 者です原の点 そ初務、悉担で 対工則す 第に法事なない場と注に責を。施の施可、で な工た許あ則てな担 者です原の点 そ初務、悉担で 対工則す 第に法事なない場と注に責を。施の施可、で な工た許あ則てな担 者です原の点 そ初務、悉担で 対工則す 第に法事なない場と注に責を。施の施可、で な工た許易則でな場とが対した対したと対したのき注注解析の形式 (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7

第18条 自主施工の原則(約款第1条)

					監 督	員の	業務		
契	約	担	当	者			714 474	受 注 者	備考
				7B	総括監督員	主任監督員	担当では、 担談に、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	第1に 等約るがめ 3 そ成切 に	方、め体でっ、る、で等注工発文この付発っなば、択の、工、等、法にあた場き注が法防がこ、験きた害任関害請大、め体でっ、る、で等注工発文この付発っなば、択の、工、等、法にあた場き注が法防がこ、験きた害任関害請して定主文が性あてが法受施、注。等を、従要れ、選者は施で更、方内、しいべ発等方を者たき経べっ被言の被においる。方注をの選け注で施えて象にはに損す選とのよ発らるは対わは賠るない。ない、で等注工発文この付発っなば、択の、工、よ害る択が施り注しの別しず、償こまでは、生ののとにる施におのつれ工が合続でし、主、つ用な額。のをたをでにと解の者、選し知図しました。 は、これでおりますに合いる。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで
					I .				

第19条 建設工事の着手(約款なし)

契 約 担 当 者	監督員の	業務	受 注 者	備考
天 机 医 当 伯	総括監督員 主任監督員	担当監督員	Z L	HIV 79
	担当監督員	受注者が工	第1項 受注者は、	
	から報告を受	事に着手しな	請負契約締結後、速や	
	けたときは、	いときは、主	かに、建設工事に着手	
	速やかに着手	任監督員に報	しなければならない。	
	するよう受注	告しなければ		
	者に指示しな	ならない。		
	ければならな			
	٧ ٠ 。			

第20条 工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書(約款第3条)

第21条 監督員(約款第9条)

±11 44 ±11 \\ ±7.	監 督	員 の	業務	TI.	.\-\-	-tr.	/#: +y.	
契約担当者	総括監督員	主任監督員	担当監督員	受	注	者	備考	
第1項 契約担当者	第2項 監督	『 員は、各本条に	特別の定めがあ				「監督員」とは、通常、エ	_事
は、監督員を置いたと	る場合を除くほ	まか、次に掲げる	権限を有し、請				が施工されるときは、発注者	針が
きは、その者の氏名を	負契約の定める	らところにより、	これを行使す				直接工事現場において監督を	- 行
受注者に通知しなけれ	る。						うことは少なく、発注者は、	請
ばならない。監督員を	(1) 請負契	約の履行について	ての受注者又は受				負契約の適正な履行を確保す	-る
変更したときも同様と	注者の現	場代理人に対する	る指示、承諾又は				ために、発注者の職員又は外	小部
する。	協議						の者を監督員として置き、エ	_事
第3項 契約担当者			の施工ための詳細				の施工、工事材料の調合、立	Ľ会
は、2人以上の監督員			受注者が作成した				いを行わせることが通例であ	
を置き、前項の権限を	詳細図等	*					る。このように施工途中での	
分担させたときは、そ			の管理、工事の施				督を行うのは、建設工事はそ	- 1
れぞれの監督員の有す		-	Lの状況の検査又				性質上、工事完成後に施工の	
る権限の内容を受注者			を含む。第24条第				否を判定することが困難であ	
に通知しなければなら	2項及び	第3項において	可じ。)				り、また仮に不適当であるこ	
ない。	the A TE the o	1年の担告に 1. 7	E77 = 0 72 10 0				を発見できても、それを修復	
第5項 契約担当者	21. 2. 21.	2項の規定による					るには相当の費用を要する場	
が監督員を置いたとき		《諾は、第10項第					が多く、施工の段階で逐次監	
は、この規則に定める		ほにより行うこと ロンボー					することが合理的であるとの)考
請求、通知、報告、承	主任監督員	担当監督員	第2項				えによるものである。	
諾及び解除であって受	の報告に対し	から報告を受	· / ·				本条は、このような考え方	-
注者が契約担当者に対	明らかに判断	けたときは、	(2)				もとに、発注者は、監督員を	· ·
して行うものについて	のつくものは	明らかに判断	(3) 号につ いて _{担米} 監				くことができることとし、監	
は、第23条第4項の規	指示し、その	のつくものは 指示し、その	いて、担当監督を持ち				員を置かない場合には、監督	
定による請求を除き、 監督員を経由して行う	他のものは、 契約担当者に	相示し、その他のものにつ	督員は監督を 行うに必要な				の権限は、発注者に帰属する とを第6項において確認的に	
監督員を経由して177 ものとする。この場合	製造するもの	他のものについては総括監	11 7 に必要な 諸基準によ				とを あり 切に れい に で に に に に に に に に に に に	, —
においては監督員に到	松口りるもの とする。	督員に報告す	的基単によ				監督員を置く場合には、監督	
達した日をもって契約	C 7 20	るものとす	判断のつくも				□ □ □ □ ○ □ ○ □ ○ □ □ □ □ □ □ □ ○ □ ○ □	1
建した日をもつて契約	1	20000	土山内 シンフノ も				いれ有を文仕日に囲却しなり	140

型 約 担 当 者 ── 担当者に到達したもの		員 の	業務	357.	> →		/共 士
14 生 本 17 本 1 本 4 の	総括監督員	主任監督員	担当監督員	ダ	仕	伯	
担と がきる約(9通(の行あにいてこえと(の別も(10 承 諾間場り当の者とめ契。第の 等り 特ないる代の 等、う 第は 承時のよ。 おきる約(9通(の行あにいてこえと(の別も(10 承 諾 監は的合でもなら督、督当行監))知がて面認、にこる)面様と行監)督書余等されなら督、督当行監)とのが正とと。監に式す規督 員面裕にるとっては、別員 とののに則員 督、小約よる頭りが 督よ1る則員 のでのはもり といっている。 という は、急にるはないにはす用名 氏に事者要に知れる 氏知り 用示 又が緊頭する 当い定、る 等 名よでががつすにも 名は行 又 は、急にるとがきる約(9通(の行あにいてこえと(の別も(10 承 諾 監 は 、	総括 監督 員		//\	受	注	者	備 き い理し員に を かけい を かけい を かり というという を かり というという を かり というという を で というという を で を かり というという を で を かり というという を がいい を で を かり というという を がいい を で を かり というという を がいい を の で というという を がいい を の で を かり というという を がいい を の は は がいい を の は は がい を の は がい を かり は がい を で を かり は がいい を かり は がい を かり は かい を かい

乗利担当者	要 が 但 3 有 要				- 11 14	111.
型当監督員 から主任技術 者、現場代理 人等の通知を 受理したとき は、決裁をする。	要注解化成	型 約 担 当 者				
これらの者を変更したときも同様とする。 (1)現場代理人 (2)専門技術者(法第26条の2)「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、さいで、とのでは大きなとを意味するものとがでなる。を担当しているだけでなく、さいので、とので、とので、とので、とので、とので、とので、とので、とので、とので、と	定による請求並びに同したがって、工事の施工上必要条第5項の規定によるとされる労務管理、工程管理、通知の受理、請負代金を含める労務管理、工程管理を	契約担当者	監督員の 総括監督員 主任監督員 担当監督員から主任技術者、現場代理人等の通知を受理したときは、決裁をす	業 担当監者か 当監者が を主任任技術 表等のたと 受けた監督 を主任性に を受けた を受けた を受けた を受けた を受けた をしなけれ	のか第者担ば者様(かの、事すしのだな特定のでは、しない。 を取契項にりさ、に上、規て 理額との人にな特な項るのもの。門一工工らはい建き要(貼し業合る発障た営基注すのは、し求ったか務る受場。者設つ第記が、請約のの人にな対するとを任事れ充 」又合部よ事とを携して明むなり、にす工にに変関も又は対請がの、事すしのど又義るこ契が おにて、が初り、自分の人にな対なのととが、対のき総十4、おいるす工にして持ち、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

契	約	担	当	者	監 督 総括監督員	員 の 主任監督員	業 務 担当監督員	受	注	者	備考
								第項ず現る現自もら内知い第主監術で4の、場と場らのか容し。5任理者き項規同代さ代行がじをな 項技技はる定理理和担候を必要け 徐徐、。	区で、	かだけるできます。 はない はいい いっこう はいっこう はいっこう はいっこう はいっこう はいっこう はいっこう はいっこう いっこう いっこう はいっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	小額工事であって契約担当者が 特に書面により通知させるいでは、 り、もさせることがでが は、これに代えることがで ものとする。 現場代理人の常駐義務の緩和 は、「の常駐義務の緩和 は、「の常駐義務の級場に で は、「の常駐義務の で は、「の常駐 を の常は、「の常 を の常 に い い に い に り、 と し 、 に り、 と し 、 に り、 と り、 と り、 と り、 と り、 と り、 と り、 と

第22条の2 履行報告(約款第11条)

契約 担当者	監督	員の	業務	受 注 者	備考
契 約 担 当 者 (執行規則の運用 第 12 履行報告) 契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についてのも含むものであること。	総括監督員	主任監督員	担当監督員	受 注 者 は、事を 音 は、事を 音 は 事 1 で 受 に 要 4 で 受 に 要 4 で 受 に 要 5 で で で に な 5 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	備 本条の規履行書、 定に報告、 定に報告、 定に報告、 定に報告、 を表でいる順書、 表でした報告、 表でいる順書、 表でいる画書を表して、 、本で、 、本で、 、本で、 、本で、 、本で、 、本で、 、本で、 、本

第23条 工事関係者に関する措置請求(約款第12条)

±⊓ √/2 +□ \// ±Z	監督	員 の	業務	亚 沿 土	備考
契約担当者—	総括監督員	主任監督員	担当監督員	受 注 者	畑 考
職務(主任技術者若者と報子とは専門技術者と主義を表する現場代理の職務であった。)のではいる。)の不適性を表するとは、一個ではいる。)のではいる。ときないではいる。ときないではいる。ときないではいる。というでは、できないではいる。というでは、できないではないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないできないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないではないでは、できないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	総主り、当的証にもにをめる 住任報著で妥さはっ必とる。 監監告しあ当れ、て要るも 質督をくる性の書受なよの 員員受不客が場面注措うと	主担りた実しにれい。性当報と関総報ば監告き係括告なられる。	世建工、るがは付督なな 三設に不工あそし員けい。 量事い当関場事主報ば 資事ので係合由任告な	第2のに定を内し。第督に認約のにとる者求当つ果ら者ら 者務不きししなをるとき事でにない。第督に認約のにとる者求当つ果ら者ら 者務不きししなをるがが でいる 4 員つめ担理よることででであれば、 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1	れけ観、い対れをが等え、措応ま第場請で2て術又はをする。 と観性者というないに事けなは、のでたそずに、不にばとなる工、形本 とは、不にばとなる工、形本 に、不にばとなる工、形本 とで条名にがをするとなる工、形本 に、不にばとなる工、形本 とで、表情をというながられば形は、のので、表情を受いして、表情をである。 では、表情をというながではいいである。 では、本が、悪のるると、程度あので、表情をである。 を変とら行でないに事けなないで、本にはとないでは、表情をというなが、でで、表情をでで、またが、でで、表情をである。 でで、本にがをでいる。 でで、本にがでは、またが、でで、またが、でで、またが、でで、表情である。 でで、またが、でで、またが、またが、でで、またが、ででで、本に、というでは、またが、ない。 でで、に、大きに、大きでは、というでは、というでは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、ない。 でで、に、大きに、大きに、というでは、というでは、というでは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが

第24条 工事材料の品質、検査等(約款第13条)

契約担当者	監督員の業務	受 注 者	備考
关	総括監督員 主任監督員 担当監督員	文任有	/m ^¬
	第1項 工事材料は、設計図書に定める品質	第2項 受注者は、	
	を有するものを使用しなければならない。	設計図書において監督	
	ただし、設計図書にその品質の定めのない場	員の検査を受けて使用	
	合にあっては、中等の品質を有する工事材料を	すべきものとされた工	
	使用するものとする。	事材料については、当	
	第3項 監督員は、受注者から前項の検査を	該検査に合格したもの	
	請求されたときは、当該請求を受けた日から7	を使用しなければなら	
	日以内に検査を行わなければならない。	ない。	
	1. 主任監督員又は担当監	第4項 第2項の検	
	督員は、使用承諾し検査		
	を受けて使用すべきもの	は、受注者の負担とす	
	とされた工事材料が現場	る。	
	に搬入された場合には、	第5項 受注者は、	
	形状、寸法、数量等の検	工事現場内に搬入した	
	査を行うものとする。	工事材料を監督員の承	
	2. 工事材料検査を行った	諾を受けないで工事現	
	ときは、受注者に材料検	場外に搬出してはなら	
	査簿に記入させ検印しな	ない。	
	ければならない。	第6項 受注者は、	
		前項の規定にかかわら	
		ず、第2項の検査の結	
		果不合格と決定された	
		工事材料については、	
		当該決定を受けた日か	
		ら7日以内に工事現場	

契 約 担	当 者	監 督 総括監督員	員 の 主任監督員	業 務 担当監督員	受	注	者	備	考	
		応 伯 <u>品</u> .肖貝	土江血貨	化日配 值具	外ら 主検かき2きる況検るにな第要査らな項は材を印。搬い7なを明いの、料記を出。項工受視も検様検入受出。項工受視を検験を決している。	事けすの査式査し受材るるにを第簿、	者でにといけ号そ督 は完外がてたにの員 、成部で第とよ状の			

第25条 監督員の立会い、見本等の整備等(約款第14条)

第25条 監督員の立	区会い、見本等の整備等(、約款第14条)		
契 約 担 当 者	監督員の 総括監督員 主任監督員	業 務 担当監督員	受 注 者	備考
	第4項会議では、事業のは、大学権の対象を対象を表する。のでは、主には、主には、対象を表する。では、対象を表する。では、対象を表する。では、対象を表する。では、対象を表する。では、対象を表する。では、対象を表する。では、対象を表する。では、対象を表する。では、対象を表する。では、対象を表する。では、対象を表する。では、対象を表する。のでは、対象を表する。のでは、対象を表する。のでは、対象を表する。のでは、対象を表する。のでは、対象を表する。のでは、対象を表する。のでは、対象を表する。のでは、対象を表する。という。という。という。という。という。という。という。という。という。という	されたい。に査す立事すは選手をい、は、がい受見合で事たが、 は、内になった立、をと会材る、切員該と会、監行きい料こ当にの請求をとった。 は、対していいでは、 は、は、がい受見合で事たが受います。 は、は、がい受見合で事たが受います。	までは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	建、ののる金になりとおんだ。 とあんだ は正にて 保れ職 し中ので施良。とあんだ いまというに は まっととおがって るいが 本見 に で まっりとおがって もに 等 が ののの を さい という という という という という という という という という とい

第1項 契約担当者 が受注者に支給する工作 類似で、実施性 がいう。 及び 動物で、変化 が受注者に支給する工作 がいる。 とは、ない 、 またの 、	期 幼 扣 业 土	監督	員 の	業務	巫	/±±:	
対学技術と対す。 は、	契約担当者	総括監督員	主任監督員	担当監督員	受 注 者	備	考
支給材料又は貸与品の 使用方法が設計図書に 定められていないとき は、その使用方法につ き監督員の指示に従わ なければならない。	が事料与(う品能時め は又通い又のをら引はと的きに若名は理よし受が はかるは量は引き材」す以。質、期る第、は知ては支引なき貸にをるあし、性由りく注で第、、と貸、性渡に以う設貸品格場設ろ 者のけ当品料さたたをてすめは貸、変示該与請。 にが、の、引を支下。機与名、所計に契か規た該に又なだ支使もるら、与品更し支品求 契規あ支品規度変計とる下)、引はと6受前をは貸給きい渡与よ達とっく数能を、は者き7前必き与品に、明さり設督品格場設ろ 者のけ当品料さたたをてすめは貸、変示該与請。 にが、の、引を支入と、別を対しては、対す事とる給の若、書材使る 担すと材、若所する給び具と量性引に。当3よに材て与ば既料るのが場材品し又面料用こ 当る認料数し又る名がび具と量性引に。当3よに材て与ば既料るのが場材品し又面料用こ 当る認料数し又る工材貸 い、 渡定 者項るお料他品なに又こ目で合料 くはに若をと 者ほめ又 くはこ工材貸	は主任監告 は り た い た い 表 き 約 も と 刻 名 と り れ と り れ と り れ と り れ し れ り れ し れ し れ し れ し れ し れ し る ら ら る り る ら ら る ら ら る ら る ら る ら る ら ら る る る る	又は負はなな はよけは括告は負はなを 怪督をにして、性当報と審督なりま担りた、監監告き査員けるという。 はまけば、監監告き査員けば、監監告をでしてれるのので検 員員受 総報ば	でるな工はつ名品等会査するがと受受出監告ばい 又がなは必た主にけな 又がた主にけいまた、材ば 計給とて材与て数、注のての引了に者書せ員なら 給貸用場更が合監告ば。給貸還き監告ばた、材が 計給とて材与て数、注のての引了に者書せ員なら 給貸用場更が合監告ば。給貸還き監告ば 計給とて材与て数、注のての引了に者書せ員なら 給貸用場更が合監告ば。給貸還き監告ば 引い該な 図さにい料品、量規者上引と渡しはよを主にけな 材与で合す生に督しな 材与さは督しな 収さにい料品、量規者上引と渡しはよを主にけな 材与で合す生に督しな 材与さは督しな の果料な 図さにい料品、本規者上引と渡しはよを主にけな 材与で合す生に督しな 材与さは督しな おおい 製品を入るじは員なら 料品れ、員ならでの又ら 書れ る又に品、格立検渡すした、り提任報れ 料品き又るじは員なら 料品れ、員なら	に注量く定用たちす渡る 支引は日に提い 支引該に検る隠にとにな 引料管管い 設ろ完等たをな 故給失し可契期若又れ 支使定はきよ者、はめにとにるし。第給渡、以受出。第給渡支第査これ適き契け第渡及理理。第計に成に支契け第意材し、能約間しはば第給用め、監合、質能異当は約と拒 項料を渡に書な 項料を材項よがかで、担ば項を貸のな 項書り設っ材担ば項は又若はな当には害ら条料法れの員査そ又がなで、担もむ 又受し、又け 又受料のっ困しなそ当な 受与注け に、計て料当な 過はしそっ者代原をな 又がて使の査そ又がなで、担もむ 又受し、又け 又受料のっ困しなそ当な 受与注け に、計て料当な 過はしそっ者代原をな 又がて使の者と関いなと旨にそが 者与とか担用な 者与後貸に発あり認を通い者支害もな 者る工のと貸返い者よ品き還き定納復し 者与図い法に、、、若書は認を通ので は品きら当書ら は品、与よ見っ使め直知。は給良つら はと事変な与還。はりが損がはしめしな は品書とに従		

第26条の2 工期等の変更及び費用の負担(約款なし)

監督	員 の	業務	严	汁	<u>*</u>	借	考
総括監督員	主任監督員	担当監督員	又	江	18	1/HI	75
	監 督終括監督						

第27条 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等(約款第17条)

契 約 担 当 者	監 督 総括監督員		業 務 相当監督員	受 注	者	備	考	
契約担当者第2項第26条の2の規定に関連を指導を対しては、前項に関連のでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	総括3年 第25条がれるとの変化を対している。 第25条がれるとなる 4 工ららず第、のあるとしているとしているとしているとしている。 第2 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を	重点によいでは、 主は、第合工る規分理れ事検 性で、3に事。定が由るの査 監注項おの す設がと施す 当報としてにれ。補と監し員 を任意で下 も図るは部こ 警をは見括告な 完は員総報 がで下 も図るは部こ 警をは見括告な 完は員総報 がです。に を経れる。 を経れる。 を経れる。 を経れる。 を経れる。 を経れる。 を経れる。 を経れる。 をは見話告な 完は員総報 がき督、に を経れる。 を報れる。 を記しる。 をこし	The proof of t		注分な督しこハ2 検す 者がい員た従。項査る いま音をきな 場び用 は、計合そきな 場び用	備	考	
		しなければならない。	設計図書に 適合しない と認められ					

契 約 担 当 者	監 督 員 総括監督員 主任監	の 業 務 監督員 担当監督員	受	注	者	備	考	
	T.I.I.	S						

第28条 条件変更等(約款第18条)

第28条 条件変更₹	身(約款第189	米)			
契約担当者	監督		業務	受 注 者	
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第3項 契約担当者			定による確認を請	第1項 受注者は、	ł
は、受注者の意見を聴		又は自ら同項各		工事の施工に当たり、	-
いて、前項の調査の結		は、受注者の立		次の各号のいずれかに	-
果 (これに対してとる べき措置を指示する必		cければならない Sじない場合には		該当する事実を発見し たときは、直ちにその	ł
要があるときは、当該		こしない場合には ううことができる		たとさは、	-
お示を含む。) をとり	主任監督員	担当監督員	。 ① 第1項の	その確認を請求しなけ	-
まとめ、調査の終了後	の報告を受け	より第1項の	確認を求め	ればならない。	ł
14日以内に、その結果	たときは、判	調査結果につ	られたとき	(1) 設計図書が相互	-
を受注者に通知しなけ	断可能なもの	いて報告を受	は、速やか	に一致しないこと	ł
ればならない。ただ	は指示し、そ	けたときは、	に調査を行	(設計図書に優先	ł
し、その期限内に通知	の他について	この規定の全	い、諸基準	順位が定められて	-
できないやむを得ない	は契約担当者	般の趣旨から	により明ら	いる場合を除	
理由があるときは、あ	に報告しなけ	みて再調査等	かに判断の	<.)	-
らかじめ受注者の意見	ればならな	事実の確認、	つくものは	(2) 設計図書に誤	ł
を聴いた上、当該期間	い。	あるいはとり	受注者に指	びゅう又は脱漏が	
を延長することができ		あえずの工事	示するもの	あること。	-
S		の中止、応急	とし、その	(3) 設計図書の表示	ł
第4項 前項の規定		措置等の指示	他について	が明確でないこ	ł
によりとりまとめられ		を与えるもの	は主任監督	と。	ł
た調査の結果におい て、第1項各号に掲げ		とするが内容	員に報告し	(4) 工事現場の形	-
る事実が確認された場		が重要なもの については総	なければな らない。	状、地質、ゆう水 等の状態、施工上	ł
合で、必要があると認		括監督員に報	りない。 ② 第1項の	等の状態、旭工上 の制約その他の設	ł
められるときは、契約		告しなければ	報告の結	計図書に示された	-
担当者は、設計図書の		ならない。	果、工事内	施工条件と実際の	
訂正又は変更を行わな		なりない。	容の変更又	工事現場が一致し	
ければならない。ただ			は、設計図	ないこと。	
し、同項第4号又は第			書の訂正を		
5号に掲げる事実が確			行う必要が	(5) 設計図書で明示	
認されその結果設計図			ある場合に	されていない施工	
書を変更する場合(工			は、第29条	条件について予測	
事目的物の変更を伴わ			第1項及び	することのできな	
ない場合に限る。)に			第2項を準	い特別の状態が生	
は受注者と協議して行			用し、「設	じたこと。	
5.			計変更事務		
第5項 第26条の2			処理要領」		
の規定は、前項の規定			に基づき、		
により設計図書の訂正 又は変更が行われた場			変更指示書		
又は変更が行われた場合に準用する。			又は変更設		
口に挙用する。			計書を提出 しなければ		
			しなければ ならない。		
			なりない。		
	l		1		

第29条 設計図書の変更(約款第19条)

t t ta	監 督	員の	業務	_			
契約 担当者	総括監督員	主任監督員	担当監督員	受	注	者	備考
第1項 対	まけ判のそて者けい。 主りた断はのはにれる。 工程報と可指他契報ば 工程をはなしつ担しら はのない当なな	担らた容、応行し員ないにないでは、	変及額必場任告な 変及額必場任告な で 大き で で で で で で で で で で で で で で で で で				工の討を施断生 工自な 要図 の者まかですが更者る 自更合関請金 伴者と工の討を施断生 工自な 要図 の者まかですが更者る 自更合関請金 伴者と工の討を施断生 工自な 要図 の者まかですが更者る 自更合関請金 伴者と工の討を施断生 工自な 要図 の者まかですが更者る 自更合関請金 保治と対しまれた。 2 はを吸収が負で更発いながある変にたるのがはでいるあは、まれているので異をと者はが設つら認由注者時も決 注図、者こは当の害らの変には非常でにせと注すと、もなと自受注同容り 発計が注る又は書損なの的た結途で更る、殺きと者はが設つら認由注者時も決 注図、者こは当の害らいた結論で更る。必許る書は、そな地計な解の合と発ラた更た者しまずはを収入する。 2 はをの契が負で更発いがなでより、 3 対象の対象をを対象を表現した。 4 書とのと諸然変をないながり、 5 を表しまがないがり、 6 を表しまがない。 6 を表しまがないる。 6 更名とは、 7 を表しまがない。 7 を表しまがないますが、 8 を表しまがないますが、 8 を表しまが、 9 を表しまが変をないますが、 9 を表しまが変をないますが、 9 を表しまが、 9 を表

第29条の2 工事の中止(約款第20条)

契約担当者	監督		業務	受	注	者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		1	. 🗗	νm ··· y
第1項 工事の用地	主任監督員	担当監督員	建設工事の				第1項においては、受注者の
等の確保ができない等	より報告を受	から報告を受	全部又は一部				責に帰すことができない事由に
のため又は暴風、豪	けたときは、	けたときは、	の施工を一時				よって工事を施工することがで
雨、洪水、高潮、地	判断可能なも	内容を検討	中止し、工期				きないと認められる場合を2つ
震、地すべり、落盤、	のは指示し、	し、又は必要	及び請負代金				に分けて規定している。すなわ
火災、騒乱、暴動その	その他につい	に応じて調査	額を変更する				ち、第1が「工事用地等の確保
他の自然的若しくは人	ては契約担当	を行い意見を	必要が生じた				ができない等のため受注者が工
為的な事象(以下「天	者に報告しな	付して総括監	場合には、主				事を施工できないと認められる
災等」という。) で	ければならな	督員に報告し	任監督員に報				とき」であり、第2が「暴風、
あって、受注者の責め	い。	なければなら	告しなければ				豪雨、洪水、高潮、地震、地す
に帰すことができない		ない。	ならない。				べり、落盤、火災、騒乱、暴動
ものにより工事目的物							その他自然的又は人為的な事象
に損害を生じ、若しく							であって受注者の責めに帰する
は工事現場の状態が変							ことができないものにより工事
動したため、受注者が							目的物等に損害を生じ若しくは
建設工事を施工できな							工事現場の状態が変動したため
いと認められるとき							受注者が工事を施工できないと
は、契約担当者は、直							認められるとき」である。
ちに受注者に通知し							第1の場合には、例えば、発注
て、建設工事の全部又							者の義務である工事用地等の確
は一部の施工を一時中							保(第26条の3)が行われない
止させなければならな							ため施工できない場合、設計図
V '.							書と実際に施工条件の相違又は
第2項 前項に規定							設計図書の不備が発見されたた
するもののほか、契約]						め (第28条) 施工を続けること
担当者は、必要がある]						が不可能と認められる場合など
と認められるときは、]						含まれよう。
受注者に通知して、建							また、第2の場合における
設工事の全部又は一部]						「自然的又は人為的な事象」に
の施工を一時中止させ]						は、埋蔵文化財の発掘又は調
ることができる。							査、反対運動などの妨害活動等
		1					

契 約 担 当 者	監督	員の	業務	受	注	者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員				
第3項 第26条の2の							も含まれよう。また、「工事現
規定は、契約担当者							場の状態の変動」には、地形等
が、前2項の規定によ							の変動といった物理的な変動だ
り、建設工事の全部又							けでなく、妨害活動を行う者に
は一部の施工を一時中							よる工事現場の占拠や著しい威
止させた場合に準用す							嚇行為といったものも含まれる
る。							と解する。
							第2の場合にも、単に暴風雨
							等の受注者の帰責事由のない自
							然的又は人為的な事象が生じた
							だけでは不十分であり、施工で
							きないと認められる状態にまで
							達していることが必要である。

第30条 請負者による工期の延長の請求(約款第21条)

T. T.	監 督	員の	業務	I	Т
契約担当者	<u>監督</u> 総括監督員	<u>員</u> の 主任監督員	業 務 担当監督員	受 注 者	備考
第3の2第26の2第第3の10年の共産権を対して、中変代第3の10年の19年の19年の19年の19年の19年の19年の19年の19年の19年の19	総工書、にれい。	主担りた求る当でがて、事も、にれ。出当りた求る当でがて、事も、にれ。当れ工書とす当複いその併総報ば監監告期をきる該数るれ進せ括告な質督を延審は管受受場ら捗審監しら質し、轄注注合の状査督なな	世受期のた滞由表、てにれ。	まない。 まないでは、に調受とり完いに請。定第請よて には、このことをな者をも規式長にえない。 で、設そに事設が約のが前は工第をない。 で、設そに事設が約のが前は工第をない。 で、設そに事設が約のが前は工第をない。 では、この様延号添らがは、こと対象とで項、期15をない。 では、この様延号添らがは、この様延号添らがです。 では、この様延号であるが、に、に、調受とり完いに請。定第請よて	「一次でなでめせ 完般 よ又ら のになはりな がのすに 、行工れの定更 し伴無でななでめせ 完般 よ又ら のになはりな がのすに 、行工れの定更 し伴無で でなでめせ 完般 よ又ら のになはりな がのすに 、行工れの定更 し伴無で カー が かけ という という かけ という という かけ という という という かけ という

第31条 契約担当者による工期の短縮の請求等(約款第22条)

	卧 叔	目 か			
契約担当者	総括監督員		担当監督員	受 注 者	備考
契約 担当者 第年 第4項 第4項 第4項 第4項 第4項 第4項 第4項 第4項 第4項 第4 第4	第3項 監督 の施工上特に必 者に対して臨機 とができる。こ	具任、あ置合け 当報と措判のそて員が出場ないな 目受いでも、い督なない。 をはに可指他総報ば 督をはに可指他総報ば 督をはに可指他総報ば と しらいな しつ監しら	その他建設工事 るときは、受注 とを請求するこ は、受注者は、	受 第1 は必きと でった いとちも 前必きかをされ、 できぬいとなる は必きと でったの でいたの でいたの できない できない できない できない できない できない できない できない	構
			では、		の機うく督いを管のれて の機うく督いを管の間に関するというとして の機うく督いを管の間に関するとに判なにといる で意切い意をとして が断員もほのるこが で意切い意をととで としのるこが で意切い意をととで はにはある自由情をる で意切い意をととで はにはあるととで は、要が者だきとこれ、、明らと合ば、要が者だきとこれ、、明らと合ば、のやばなの置い督者ととで は、要が者だきとこれ、、明らと合ば、ののはなの置い督3特、きっ監措でのるそあ当れのいるとのと がいるけにとしばれがいるけにとしばれがいるけん。 を関するとでのが、でいる者者につ除ら をでいるで意切い意をる員項に受又て督置さ措指のるなれて ののとなの置い督3特、きっ監措でのるそあ当れがいるけん。 ののとないにして、 ののとないにして、 ののとないにして、 ののとないにして、 ののといいにして、 ののといいにして、 ののといいにして、 ののといいにして、 ののといいにして、 ののるでありにして、 のののるでありにして、 ののるでありにして、 ののといいとのいいにして、 ののるで、 ののるでありにして、 ののるでは、 ののるで、 ののるでありに、 ののるで、 ののるで、 ののるで、 ののるで、 ののるで、 ののるで、 ののるで、 ののるで、 ののるで、 ののるで、 ののるで、 ののるで、 のい。 のいるで、 のいるで、 のいるで、 のいるで、 のいるで、 のいるで、 のいるで、 のいるで、 のいるで、

第34条 一般的損害(約款第27条)

≢刀	%1 ±11	当 者	監督	員 の	業務	受 注 者	備考
关	ポソ 1 旦	∃ 18	総括監督員	主任監督員	担当監督員		****
			主らと額任在当なないとでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	担らてたの損原のも者るしにれるとは、めか監告なり、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	工引、示施損場は誤そ目でた、定督なな事渡監に工害合設りの的損場損し員けい。目し督基しが、計がた物害合害、にれ。的前員づた生あ図あめにをに額主報ばのいたじる書っ工つ生 を任告な	第のく引な物と目つ他して用、第さんとの責よて負	引きた受ら、ど損にれ、害にた等に り被含 注合損きれ の発注大担がべ者責 生責応をれ割款議。引きた受ら、ど損にれ 害にた等に り被含 注合損きれ の発注大担がべ者責 生責応をれ割款議。引きた受ら、ど損にれ 害にた等に り被含 注合損きれ の発注大担がべ者責 生責応をれ割款議。引きた受ら、ど損にれ 害にた等に り被含 注合損きれ の発注大担がべ者責 生責応をれ割款議。

型 約 担 当 者 整任監督員 14日監督員 14日監督 14日 14日	全様括監督員 主任監督員 担当監督員 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	第28条第1項は、 選定 選定 選定 選定 選定 選定 選定 選定 選定 選定
なだ下、地下水の断絶等の理由により損害が及	盤沈下、地下水の断絶等の理由により損害が及ぶおそれがある場合には、事前に調査を行わなければならない。 主任監督員 第三者に損 工事の施工 に伴い第三 者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければない。 第三者に損 工事の施工 に伴って第三 おら報告を受けたときは、 損害を与えたときない。ただし、その 指書 (第47条第1項のは指示し、 損害を与えた 版動、地盤沈 下、地下水のの指示し、 損害を与えた 下、地下水の できない」も できない」も できない」も できない」も したときは、 ければならな のによるもの か調査し、総 報告しなけれ による事由により生 できないい。 など発注者の責めに 特別を設ければならな のによるもの か調査し、総 報告しなけれ にたものについては、 下、地下、地下、地下、地下、地下、地下、地下、地下、地下のについては、 おおときない。 など発注を設けている。 第2項 特別を設ければならな のによるもの か調査し、総 報告しなけれ にたものについては、 下、地下、地下、地下、地下、地下、地下、地下、地下、地下、地下、地下、地下、地下	とが可能な第三者に与え が可能な第三者注者と さついてければな、受らないなければなり 原則を関係し、指示にの は者の責に、第1の 場合にに発すい項後とと と規定している。
者負担の原則に特則を設けて、 受注者が工事の施工につき善良 な管理者の注意義務を怠ったこ とにより生じた損害について は、受注者の負担とすることを 規定している。 第3項は、前2項に規定する 場合その他工事の施工について 第三者との間に紛争を生じた場	告しなければならない。 一般にかいのは、	はいて、 ないでは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 ないがは、 な

額」とあるのは「損害

督 業 契 約 担 当 者 注 担当監督員 契約担当者 天災不可抗力による損害を生じた場合には、 第2項 第1項 工事目的物 第1項は、不可抗力によって 損害を生じた場合において、受 は、前項の規定による 和60年10月23日付け管第434号による「天災その の引渡しが行われたと 通知を受けたときは、 他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生 みなされる前に、天災 注者は、損害発生後直ちに、 じた場合等における事務の取扱いについて」に 等(設計図書で基準を 直ちに調査を行い、同 の状況を発注者に通知しなけれ 項の損害の状況を調査 より行う。 定めたものにあって ばならないことを規定してい し、その結果を受注者 は、当該基準を超える に通知するものとす ものに限る。) で当事 者双方の責めに帰すこ 通知をすべき損害の対象に 主任監督員 担当監督員 受注者から 天災その他不 から報告を受 は、次のものがある。 から報告を受 第3項 契約担当者 けたときは、 けたときは、 可抗力により とができないもの(以 下「不可抗力」とい は、前項の規定により 事後の方針に 損害を生じた 工事目的物 土木工事における盛土 確認された損害のう ついての意見 旨の報告を受 う。) により、工事目 天災そ ち、この規則の定めるところにより行った検 的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事 を契約担当者 の他不可 けたときは、 部分とか、コンクリート 被害写真、出 に報告しなけ 抗力の災 工事における打設済みの 来形写真、工 査若しくは立会い又は ればならな 害か確認 材料若しくは建設機械 コンクリート部分のよう 事記録簿、材 整備された見本等その 器具に損害を生じたと に部分的に出来上がって する。 他の受注者の工事に関 受注者 料検査簿、出 きは、受注者は、その いる工事目的物の部分で する記録等により確認 が善良な 事実の発生後直ちにそ あって、土地に定着し又 来形管理図等 することができた工事 の状況を契約担当者に は工作物に付属している 管理者と を提出させ平 目的物、仮設物又は工 しての注 面図、横断図 通知しなければならな ものをいう。部分払のた 事に搬入済みの工事材 意義務を 等に出来高、 めの確認(約款第37条第 手戻り等を記 2項) を受けているかを 料若しくは建設機械器 怠った 入するととも 具に係る損害の額 (受 とに基づ 問わないのは、第4項の 規定からみて明らかであ 異常気象 くもので 注者が善良な管理者の 注意義務を怠ったこと ないか確 資料等を整備 仮設物 に基づく損害の額及び 認する。 主任監督 イ) 火災保 員に報告しな 工事目的物以外の工作 保険てん補部分の額を (3))及び当該損害 険その他 物であって、工事の施工 上の必要性に基づき仮に ければならな の取片付けに要する費 の保険等 用の額の合計額(以下 によりて 設置するものをいう。し たがって、その定義上、 工事現場に設置されてい 「損害合計額」とい ん補され う。)を負担しなけれ るものが ばならない。ただし、 損害合計額のうち請負 ることになる。主なもの ないか確 としては、受注者の現場 認し、総 代金額の100分の1に相 括監督員 事務所、労働者寄宿舎、 材料倉庫等、コンクリ 当する額に至るまでの に報告し 金額については、この なければ トプラント、受変電設備 限りでない。 等、河川等の仮締切り ならな 第4項 不可抗力に い。 仮桟橋、仮設道路、仮覆 い、仮囲い等、仮設足場、コンクリートの仮 よって生じた損害のう ち工事材料、仮設物及 び建設機械器具に係る 枠、仮支柱等があげられ 損害の額は、受注者が 工事現場に搬入済みの 通常妥当と認められる 範囲を超えた品質、数 工事材料 量、規格又は性能の工 工事材料は、第13条第2 事材料、仮設物及び建 項において定義されてい 設機械器具を使用した るように、工場で生産さ 場合であっても、通常 れ、組み立てられて、 妥当と認められる範囲 事現場で設置するものが の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定 増えており、工事材料と 工場製品を明確に区別す する。 ることが困難となってい 第5項 数次にわた るため、工場製品を含む る不可抗力により損害 概念で工事材料を取り扱 合計額が累積した場合 うこととしている。 における第2次以降の なお、「工事現場に搬 損害の負担について 入済み」の工事材料につ は、第3項本文中「損 害の額」とあるのは いてのみ本条の適用があ 「損害の額の累計」 るので、工事現場外の工 場、倉庫等は、立地上安 「保険てん補部分 の額」とあるのは「保 全な場所を選定し得る 険てん補部分の額の累 し、本条において不可抗 「損害の取片 力による損害の負担を部 付けに要する費用の 分的に発注者が負うこと としたのは、それらの損 額」とあるのは「損害 の取片付けに要する費 害の発生が工事現場の特 用の額の累計」と、同 定といった面において 項ただし書中「損害合 ある程度発注者の意思に 計額のうち請負代金額 制約されるものであり、 の100分の1に相当する 反面、臨機の措置(第33

条) その他発注者においてもその回避のための努

会 報 2 日
のための確認(第45条第3 項)、その他受注者の工事に関する記録等により確認し得るも

第39条 検査及び引渡し(約款第31条)

契約担当者	監督	員 の	業務	受 注 者	備考
关 的 担 当 有	総括監督員	主任監督員	担当監督員	文任有	THE TO
第2項 契約担当者	主任監督員	担当監督員	受注者から	第1項 受注者は、	
は、前項の完成届出書	から報告を受	から報告を受	完成届出書が	建設工事が完成したと	
の提出を受けたとき	けたときに	けたときに	提出されたと	きは、様式第16号によ	
は、その日から14日以	は、完成届出	は、審査を	きは、速やか	る完成届出書を契約担	
内に受注者の立会いの	書を契約担当	し、総括監督	に次に掲げる	当者に提出しなければ	
上設計図書に定めると	者に進達しな	員に報告しな	調査を行い、	ならない。	
ころにより建設工事の	ければならな	ければならな	主任監督員に	第5項 受注者は、	
完成を確認するための	い。	٧١ _°	報告しなけれ	検査に合格しなかった	
検査を完了し、かつ、			ばならない。	旨の第2項の規定によ	

契約担当者	監督	員 の	業務	受 注 者	備	考
关 的 担 ヨ 有	総括監督員	主任監督員	担当監督員	文 任 有	7/用	45
当該検査の結果を受注			① 出来形管	る通知を受けたとき		
者に通知しなければな			理、品質管	は、直ちに修補しなけ		
らない。この場合にお			理、写真管	ればならない。この場		
いて、契約担当者は、			理等の関係	合のこの条の規定の適		
必要があると認められ			書類につい	用については、第1項		
るときは、その理由を			て現場代理			
受注者に通知して、工			人に説明さ	たときは、様式第16号		
事目的物を最小限度の			せ、数値を	による完成届出書」と		
範囲に限り破壊して検			確認し、関	あるのは「修補が完了		
査することができる。			係書類を整			
第3項 第27条第5			備させる。	号による修補完了届出		
項の規定は、前項後段			② 現場に例	書」とし、第2項中		
の検査に準用する。			えば、測	「完成届出書」とある		
第4項 契約担当者			点、寸法等	のは「修補完了届出		
が、検査に合格した旨			マーキング	書」とする。		
の第2項の規定による			を行わせ、			
通知をしたときは、工			現場代理人			
事目的物の引渡しが行			立会いの			
われたものとみなす。			上、出来形			
			を設計図書 に基づいて			
			確認する。			
			性能する。			
			規模工事及			
			が重要構造			
			物の出来形			
			の確認に当			
			たっては、			
			主任監督員			
			の立会いを			
			求める。			

第41条 部分使用(約款第33条)

±77 V/2 ±17 V/2 ±14	監督	員 の	業務	亚	34-	者	備考
契約担当者	総括監督員	主任監督員	担当監督員	受	注	白	5114
第は定れお諾のす に者善もな がりはにをはな 第のす準 第は定れお諾のす に者善もな がりはにをはな 第のす準 はの理用。 項的使受た費な 規よのに用る。 契制はれ注事部を項叉用の 類的使受た費な 規よの、はが はの理用。 項的使受た費な 規よの。 契の物用注と用ら第定り 関い が決 はの理 はので が しの と で が し が と で が し が と で が り は に を は が と で が り は に を は な が り は に を は な が り は に を は な が り は に を は な が り は に を は な が り は に を は な が り は に を は な が り は に を は な が り は に を は な が り は に を は な が り は に を は な が り は に を は な が り は に を は な 第の す 準	主らた査当なない。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	工部ると者分にて員けい事分必きに使意、にれ。目使要は対用見総報ば目使要は対用見総報ばりが、す承を括告な					第の上でで、とはは責引を責任になる、 第の上ででしたのでした。 第の上ででしたがようと、 第の上ででしたがいからと。 第の上ででしたがいからとは、 ででいるののでしたがいからとは、 ででいるののでしたがいからとは、 ででいるののでしたがいからとは、 ででいるののでしたがいからとは、 ででいるでしたがいからとは、 ででいるでしたがいからとは、 をでいたの負分の渡な該払本 項をすをり う、意になれて、 をでいたの費がもとを のがにに、 をでがしたのでしたがいからとは、 をでいたのでしたがいからとは、 をでいたのでしたがいからとは、 をでいたがいからなどは、 をでいたがいからなどのでしたがいからなどの課、 がは、 がもとを がもとを がもとを のがにに、 をでがいたの書 がいたの書 がいたの書 がいたの書 がいたの書 がいたの書 がいたの書 がいたの書 がいたの書 がいたの書 がいたの書 がいたこの がいたいの がいたいの がいたいの がいたいの がいたいの がいたいの がいたいの がいたいの がいたいの がいたいの がいたいの がいたいの がいの がいたいの がいたいの がいたいの がいたいの がいたいの がいの

却 始 扣 业 老	監督	員の	業務	亚 沿 女	/
契約担当者	総括監督員	主任監督員	担当監督員	受 注 者	備考
第3項項請目と確をを担いるのでは、1000年ののでは、1000年ののでは、1000年ののでは、1000年ののでは、1000年ののでは、1000年ののでは、1000年ののでは、1000年ののでは、1000年ののでは、1000年ののでは、1000年のでは、10	調来証約達す 出書形明担する。 RTよ確上者も での当る。	 担ら調れ、査督なな 哲形提合形総提ば 電形提合形総提ば	歌をは3)正「負払つ昭219第形作で作のにな来し合し員けい 小さい でいっち でいっち でいっち でいっち でいっち でいっち でいっち でいっ	第工形にに当額の、こ、にあきさ金分に。第項し、、19請該分る認ら第、めがた議、、。第查項受に求払こ合当け部れ第はす来前)第に数る応回し必きすりの分る応(と以分で払いと出たに1し 項規う約らに書求び殊請い項事。3か整約注 項合規た式細のがおは日払な項次。金払 項る、負当以契が、こで成は殊る下うのいるがはめ形払す加と 受にす当じる提係造工し 出がだの10な当に 受しにき18を払きて当らをな部式 ×額 第分の金各と担る求がを成は殊る下うのいるがはめ形払す加と 受にす当じる提係造工し 出がだの10な当に 受しにき18を払きて当らをな部式 ×額 第分の金各と担る求が 第上、工場代来の10次だた必合現請合率限 は請き対様形て来等品和金分でるし合が除な代10上る 前をはし第認当部あ確な は定者け協はめる 検3を書請分る場担受にけ 額定出 9負 項の号のにる者認数きな、工場代来の10次だた必合現請合率限 は請き対様形で来等品和金分であり、こ、にあきさ金が、工場による10次でた必合現請合率限 は請き対様形で来等品の10次がに ((請 1私各額号す当と回では、工場代来の10次だた必合現請合率限 は請き対様形で来等品の10次当に 受しにき18を払きて当らをな部式 ×額 第分の金各と担る求が 第一次代該内約あ請と 2のよりの第一次では、第一次がでは、第一次	のたまれ、現といい。というでは、いいた。 がする契別社に記証保契を削いるのでで、大きでは、対して、大きでは、対して、対しいの関係をして、対して、対して、対して、対しいの関係をして、対して、対して、対しいの関係をして、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、

注意 注 注 注 注 注 注 注 注 注	契	約	担	当	者	監督	員の	業務	受 注	者	備	考
	契	<u></u>	担	当	者	総括監督員	主任監督員	担当監督員	(1) 請別 (2) 請別 (2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (3) (3) (4 項 りっ請で代はらなを 第にが払わお請る額とを (4 項 りっまで代はらなを (4 項 りっまで代はらなを (4 前にた除しずなを (4 前にた除しずなど (4 前にた除しずなど (4 前にた除しずなど (4 前にた除しずなど (4 前にた除しずなど (4 前にた除しずなど) (4 前によりなど) (4 前	金2,000万 22金引よ 額以 項金再る 1額代分負 200回額上満 額上 のの度場項」金払代のの度場項」金払代の金	備	考

第46条 部分引渡し(約款第38条)

第40末 部分列後U	ン (おりが) 第305	木)					
tn 44 tn 14 tr	監 督	員 の	業務	777	222	-14	/++- +z
契 約 担 当 者	総括監督員	主任監督員	担当監督員	受	注	者	備考
第1項 第39条及び第	設計図書にお	ういて指定した部	『分(指定部分)				部分引渡しの対象となるもの
40条の規定は、契約担当	がある場合及び	ド工事目的物につ	いて指定部分が				は、発注者が「設計図書におい
者が設計図書において建	ない場合におい	いて工事目的物の)一部が完成しそ				て指定した部分(指定部分)」
設工事の完成に先立って	の引渡しについ	いて合意が成立し	た場合には、出				とされているが、これを設計図
工事目的物の一部の引渡			準用して既済部				書で定めることとしたのは、部
しを受けるべきことを指		よければならない					分引渡しが検査及び請負代金の
定した部分又は工事目的				1			支払等について工事の全体の完
物の一部が完成した場合							成時における引渡しと同様の取
には当該部分を引渡すこ							扱いを受けるため、どの部分が
とについて当事者の合意							その対象として考えられている
が成立した部分(以下							かを明確にしておく必要がある
「一部引渡指定部分」と							からである。
いう。) がある場合にお							この場合、発注者が部分引渡
いて当該一部引渡指定部							しの対象として指定し得る部分
分が完成した場合に準用							は「引渡し」の対象になり得る
する。この場合におい							こと、すなわち、他の部分と分
て、第39条中「建設工							けて特定することができ(可分
事」とあるのは「一部引							性)、管理責任の移転ができる
渡指定部分に係る工事」							部分であることが必要である。
と、「工事目的物」とあ							ただし、部分引渡しを行うか否
るのは「一部引渡指定に							かは、あくまでも発注者の判断
係る工事目的物」と、第							であり、契約前に、あらかじめ
40条中「請負代金」とあ							設計図書に指定しておくことが
るのは「部分引渡しに係							必要である。
る請負代金」と読み替え							部分引渡しと類似のものとし
る。							て、第41条に定める部分使用が
第2項 前項の規定に							あるが、部分使用については、
より準用される第40条第							当該部分の所有権の帰属につい
1項の規定により請求す							ては、議論があるところである
ることができる部分引渡							が、使用部分の当該部分の管理
しに係る請負代金の額							責任は、受注者に残されてい
は、次の式により算出す							る。一方、部分引渡しを受けた
3.							部分は、議論の余地なく明らか
一部引渡指定部分に相							に発注者に所有権が帰属するこ
応する請負代金の額×							ととなり、受注者は管理責任を
(1-(前払金額/請負代							負わない。このように部分引渡
金額))							しを行った後においては、当該
第3項 前条第5項の							部分について、不可抗力により
規定は、前項の規定によ							損害を生じた場合においても、
る部分引渡しに係る請負							受注者は何等責任を負うもので
代金の額の算定に当たって進出すること							なく、発注者が当然その負担を
て準用する。この場合に							負うこととなる。
おいて、同条第5項本文							
中「出来高金額」とあるのは「一部引渡北京部へ							
のは「一部引渡指定部分							
に相応する請負代金の							

契 約 担 当 者	監督	員 の	業務	受	注	者	備	考	
关 附 担 日 1	総括監督員	主任監督員	担当監督員	又	17.	18	VĦ	~	
額」と、同項ただし書									
中「第3項の通知を受									
けた目から10日以内」									
とあるのは「第1項の									
規定により準用される									
第39条第2項前段の規									
定による通知を受けた									
日から14日以内」と読									
み替える。									
が官んる。									

第52条 契約担当者の解除権(約款第43条)

第52条 契約担当者	皆の解除権(約	約款第43条)			
契 約 担 当 者	監 督 総括監督員	員 の 主任監督員	業 務 担当監督員	受 注 者	備考
まり、このであります。 当各すをるは、このであり、では、大きい、大きい、大きい、大きい、大きい、大きい、大きい、大きい、大きい、大きい		担らた者聴調、がと場監しら 当報とよ取査契危認合督なな 監告きりすを約ぶめは員けい。 賢をは事る行のまら、にれ。 員受受情等 履れれ総報ば	事見と当い着き約ぶめは員けい。工を込きなの手、のまら、にれ。期完み、理にしそ履れれ主報ば期完み、理にしそ履れれ主報ばらればが又由工なの行るる任告なにすなはが事い他がとと監しらにすなはが事い他がとと監しら	第3よれ受いの経済を当時にさい、行うでは、1のがい負担によるののでは、1のがい負担によるののでは、1のがい負担によるでは、1のがのがい負担によるでは、1のがのがい負担によってでは、1のがのがい負担によってでは、1のがのがのができません。 こうしょう はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか	田過しとる、書手にらの行、よ受り事らあ、状別約注完 監合 号注にが解契お的すのと内れ認にと事た度さ意 条定、の拒をきと 」いが約着 実限表備 はにとよ工明でと行個契受の。は場 3受反とを「に随反約い期らと内る工ね強成を 34がず除行と理をきと 」とる、書手にの行、よ受り事らあ 状別約注完 監合 号注にが解契おける立ちたがあるに「要な工め、変にで変に変しなの表と」な行工を、変にですていて、ないので、では、変にに、 3では、 3では、 3では、 3では、 3では、 3では、 3では、 3では

契 約 担 当 者	監 督 員 の 総括監督員 主任監督員	業 務 担当監督員	受	注	者	備考
						解除要件とする特定解除である。なお、契約の一方当事者が 契約解除の申し出をし、他方が これに応じれば、法定、約定の 解除要件の有無にかかわらず、 解除が成立する。これは、合意 解除と呼ばれ、特に定めのない 限り、損害賠償請求を行うこと はできない。

第54条 請負者の解除権(約款第45条)

			ノ門中の小性(オ			· 110	ı			1	
契 約	担	当 者	. <u>監</u> 総括監督		<u>員 の</u> 任監督員	業 務 担当監督員	受	注	者	備	考
			The control of th	野をはし担したがある。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	受注者から 契約解除の申	す((前契おきる)る)(第項約いはことと現書請のと項定のが(がはた中一はい事月な除負そ約と9人約とりり <t< td=""><td>号の青と第定を負2き 第又に施工工6、と止部、たがをおさ 契契ののな 頁記解:15公にの理負が29に変代以。 29はよ工期期月6きがのそ他完経それ 約約違履っ 定除1書損なず、17分割で条よ更金上 条第るのののを月。建みのの了過のな 担に反行た 注:17分割です。</td><td>がわき第りし額減 の2建中1010超)た設の一部しし中い 当違にがと 主よとが害費あをる1設たが少 2項設止分分えをだ工場部分たて止と 者反よ不き 者り場あの用る解 項計た3し 第の工期ののる超し事合をの後もがき がしり可。 は請合る賠のと除 の図め分た 1規事間55時え、の 除工3、解。 請、契能 負にと償負</td><td>よ体 発図い 工又なば注よ図増技りとよれ期すを額見この3と は責よめ中とはで第工又担てけるに当得り幅きこ止除法す第者を。項又損用らがにのさ的受あ請場しこ成受だた更上て22帰工れをそそる項又、なるこしんの機ま狂影た間件3的る29は変 では害をな損思変れ、注る負合てとしけせめに減規号項す事るしののこでは必けたとかだ工会たう響めがと号解も条、更 は請を発い害わ更る経者が代にいがて取な、よ少定はのこのとな他都とは請要れめはし場期を、こを、長しの除の第そで 、負を注とをれに場営の、金はたで減るく本りしし、規と施きけの合を、負なば、な、合未逸以と与本期で、は、1000年の1000</td><td>1のき、公代電台し受るよ合わ引受領、売き頃になら青たで「豆が工、て場ででいてて以た後にない工で以た後にない工で以た後ででいる。 いっぱい こうしょう いっぱい こうしょう いっぱい こうじょう いっぱい こうじょう いっぱい こうじょう いっぱい いっぱい こうじょう いっぱい こうじょう いっぱい こうじょう いっぱい こうじょう とうじょう とうじょう とうしん とし代受でかのくは益り請のが設額解、第受いなはな、事るる変注に損思止注負と計経と工場にと、あをと担るこか負、応も書し者利なた何と、金を。条、なき者らも工いあを発いがに中受請こ事、と、だ定よを、る変きしたとし代受でかのくは益り請のが設額解、第受いなはな、事るる変注に損思止注負と計経と工場による。と更はなめが、金注きな変減、を、負価あ計が除、1注事い工い発を。と更者と害わが者契と画営な事合は設め、きし必け、な設額者るう更額当手工代値る図2要、項者由と事こ注中同きしがとをれ長は約なが上るのをは設め、計で、は、要れ受い計がが限こにされて事金も。書/件、又のに髭の、者止条は、負し受、耕、獲、大大。中解</td></t<>	号の青と第定を負2き 第又に施工工6、と止部、たがをおさ 契契ののな 頁記解:15公にの理負が29に変代以。 29はよ工期期月6きがのそ他完経それ 約約違履っ 定除1書損なず、17分割で条よ更金上 条第るのののを月。建みのの了過のな 担に反行た 注:17分割です。	がわき第りし額減 の2建中1010超)た設の一部しし中い 当違にがと 主よとが害費あをる1設たが少 2項設止分分えをだ工場部分たて止と 者反よ不き 者り場あの用る解 項計た3し 第の工期ののる超し事合をの後もがき がしり可。 は請合る賠のと除 の図め分た 1規事間55時え、の 除工3、解。 請、契能 負にと償負	よ体 発図い 工又なば注よ図増技りとよれ期すを額見この3と は責よめ中とはで第工又担てけるに当得り幅きこ止除法す第者を。項又損用らがにのさ的受あ請場しこ成受だた更上て22帰工れをそそる項又、なるこしんの機ま狂影た間件3的る29は変 では害をな損思変れ、注る負合てとしけせめに減規号項す事るしののこでは必けたとかだ工会たう響めがと号解も条、更 は請を発い害わ更る経者が代にいがて取な、よ少定はのこのとな他都とは請要れめはし場期を、こを、長しの除の第そで 、負を注とをれに場営の、金はたで減るく本りしし、規と施きけの合を、負なば、な、合未逸以と与本期で、は、1000年の1000	1のき、公代電台し受るよ合わ引受領、売き頃になら青たで「豆が工、て場ででいてて以た後にない工で以た後にない工で以た後ででいる。 いっぱい こうしょう いっぱい こうしょう いっぱい こうじょう いっぱい こうじょう いっぱい こうじょう いっぱい いっぱい こうじょう いっぱい こうじょう いっぱい こうじょう いっぱい こうじょう とうじょう とうじょう とうしん とし代受でかのくは益り請のが設額解、第受いなはな、事るる変注に損思止注負と計経と工場にと、あをと担るこか負、応も書し者利なた何と、金を。条、なき者らも工いあを発いがに中受請こ事、と、だ定よを、る変きしたとし代受でかのくは益り請のが設額解、第受いなはな、事るる変注に損思止注負と計経と工場による。と更はなめが、金注きな変減、を、負価あ計が除、1注事い工い発を。と更者と害わが者契と画営な事合は設め、きし必け、な設額者るう更額当手工代値る図2要、項者由と事こ注中同きしがとをれ長は約なが上るのをは設め、計で、は、要れ受い計がが限こにされて事金も。書/件、又のに髭の、者止条は、負し受、耕、獲、大大。中解

契	約	担	当	者	監 督 総括監督員	員 の 主任監督員	業 務 担当監督員	受	注	者	備考
											支払、支給材料規制の 関用の領護し等約款、注 関用の関連し等約款、注 関係を表すると の表務を表されこととでの の表務を表したでのが でない。 では でない。 でない。 でない。 では、 にない。 では、 にない。 のの適かで、 では、 にない。 のののでは、 にない。 ののでは、 にない。 ののでは、 にない。 ののでは、 は、 にない。 ののでは、 にない。 ののでは、 にない。 ののでは、 にない。 ののでは、 は、 がないない。 は、 がないるのでがです。 がないないなとをもいるが、 がないるない。 がは、 がないるが、 がないるが、 がないるが、 がないるが、 がないるが、 がないない。 がは、 がないるが、 がないない。 がは、 がないない。 がは、 がないない。 ないないない。 ないないない。 ないないない。 ないないない。 ないが、 ないないない。 ないが、 ないないない。 ないないない。 ないないない。 ないないない。 ないないない。 ないないない。 ないない。 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないない。 ないるい。 ないる。 ない。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ない。 ないる。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない

第55条 解除に伴う措置(約款第46条)

契約担当者

第1項 第39条第2 項から第4項までの規 定は、請負契約が解除 された場合において準

第2項 契約担当より (本) 対 (本) 対

第3項 第45条第5 項の規定は、前項の出 来形部分に相応する請 負代金額の決定につい て準用する。この場合 において、 同条第5項 本文中「出来高金額」 とあるのは「第1項の 規定により準用される 第39条第2項前段の検 査に合格した出来形部 分に相応する請負代金 額」と、同項ただし書 中「第3項の通知を受 けた日から10日以内」 とあるのは「第1項の 規定により準用される 第39条第2項前段の規 定による通知を受けた 日から14日以内」と読 み替える

善監 督 員 の 業 務 総括監督員 主任監督員 担当監督員

第36条(不可抗力による損害)、第52条(契約担当者の解除権)、第53条及び第54条(受注者の解除権)の方針が決定し、既済部分の引渡しを受ける場合には、取引の対象となる部分の出来形を調査し、精算設計書を作成の上、第39条を準用して既済部分検査を受けなければならない。

ただし、出来形調査に当たっては、現場及び 写真等により確認できるものをいい、工事現場 に搬入した材料は、これを含まないものとす ス 受 注 者

第4項 第2項の場 合において、第42条の 規定による前払金が あったときは、当該前 払金の額(第45条の規 定による部分払をして いるときは、その部分 払において償却した前 払金の額を控除した 額)を第2項の検査に 合格した出来形部分に 相応する請負代金額か ら控除した額を支払 い、受領済みの前払金 に余剰があるときは、 受注者はその余剰額を 返還しなければならな

第5項 前項の規定 による返還無額に当該余剰額に前述 金の支払の日数に応 の日までの日数に応 の日までが別に応る 利ので計算した額なる 割を付さなければなら

ただし、前2条の規 定による解除の場合に あっては、この限りで ない。

第6項 受注者は、 請負契約が解除された 場合において、支給材 料があるときは、第2 項の検査に合格した出 来形部分に使用されて いるものを除き、契約 担当者に返還しなけれ ばならない。 この場合 において、当該支給材 料が受注者の故意若し くは過失により滅失 し、若しくはき損した とき、又は同項の検査 に合格しなかった出来 形部分に使用されてい るときは、代品若しくは 原状に復した支給材料 を返還し、又は返還に 代えてその損害につき 必要な費用を負担しな ければならない

[解除の効果]

契約が解除された場合ない。 545条に規定がなられた場合、 545条に規定がなられてはれては 545条に規定がなられてはれては 545条に規定がなられては 545条に規定がなられては 545条に現ま者は、 京が相手方とと下損に 150のに 150の

老

そこで、判例・通説において も工事の完成部分については解 除をなし得ないとか、建設工事 の請負契約の解除には遡及効果 がないとされているところであ る。

本条では、民法の規定だけでは律しきれないこれらの問題について、解除の遡及効果を認めないことを契約上明確にして解決を図ったものである。 「出来形部分」

出来形部分については、ま ず、発注者の検査を受けなけれ ならず、発注者は、検査に合格 した部分のみの引渡しを受けた お分に相応する請負代金額を支払うこととなる。これは、既に施工された部分については、取壊し、撤去することにより生ず る両当事者の時間的、経済的損 失を考えれば、原状回復するの ではなく、これを価値あるもの と評価してなるべく利用すべき ものとの考えによるが、その出 来形部分の状態、品質等から出 来形部分が価値のないもの、利 用に適さないものであれば、そ れに対して対価を支払う理由は ないので、検査を行うこととし たものである。 [支給材料]

支給材料は、加工したり、切断したりして工事目的物のために使用すべき性格のものであるから、発注者が支給したもので

契	約 担 当 者	監 督 総括監督員	員 の 主任監督員	業 務 担当監督員	受 注 者	備考
**	第項者 9項が項 の項 にある照 のの このの このの にある にの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの				 第場合あ品し。、の滅と原返えな第3は場場の「大きのでで、では、注事受意の、項26にきにがて。 質約おと契けの該意しはにしそれ項及契にに中設あ解中」の替項7受のて受き契負のに者をしておいき約れ場貸又、、復、のば、び約準お「計る除「と期え、項注期は注事約契責よが聴、項い3受のて者るとはにしてれ項及契にに中設あ解中」の替項7受のて受き契負のに者をしておいる置い注め、当なに品過は品たは害ら265解すて設書はと項るま。6段の、負のに者をしておのる置い注めはれ与該にない受に損し与還賠いののさ。同事変請同期はに、前規る法約めら契い第後で第注期はのもはれ与該にない受に損し与還賠いののさ。同事変請同期はに、前規る法約めら契い第後で第注期はのもはれりでは、大品貸返をな条項除る、工の「、のので、項のと方契責よ者解帰い担定項及用項の、約見とはれりでは、大品貸返をな条項除る。日事変請同期はに、前規る法約めるが除すと当め後びすのと方担をする。 	本ので必用出たのさ返ろ出分発な還こ、つな合な使原け品もりて、な貸保傷そ代返代貸な用注物、付ば内、ではすこ下の、に旨者防に、給て定帰発条注に聴の毀料品者する。とすながあ形分、るすで形使者わべは品で、のとば、大きな受放で必用出たのさ返ろ出分発な還こ、つな合な使原け品も多いがあります。であります。では、とすながあいししる者のようには、かりなきでが使ったとすながあいいししるすらる能かす還還、つおとを返返に注。のとば、大きな受放で必用出たのさ返ろ出分発な選こ、つな合な使原け品も多いがのけま納べらでい又後請者くのし期、品で場所を注だよお還免をのる使、しも渡をち、部、が返、らにに場わ未、な貸保傷そ代返代貸な用注がな行き所なるは者負がこ紛い限、の、合合33除な注だよお還発定のおり、これであります。これであります。であります。では、大きなが、のとば、大きなが、のとば、大きなが、のとば、大きなが、のとば、大きなが、のとば、大きなが、のとば、大きなが、のとば、大きなが、のとが、大きなが、のとが、なりまれらば、は損を、ちててしまとすなが、おいてとすながものでいまが、なりまが、なりまが、なりまが、なりまが、なりまが、なりまが、なりまが、なり

契 約 担 当 者	監 督 総括監督員	<u>員</u> の 主任監督員	業 務 担当監督員	受	注	者	備考
							工事用地等の修復、明渡しについて、解除規定にかかえをでは、解除規定にかか意見をでいる。 で注者がることをき措置の 「邦政とをはなる。」で注者のとるには、支統とには、資力、表別のでは、対し、大きののでは、対し、大きののでは、対し、大きのでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、